

平成30年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年9月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番	東郷 克己	2 番	山崎 敦志
3 番	長谷川崇朗	4 番	橋 俊明
5 番	坂口 重良	6 番	岩井智恵子
7 番	津村 俊二	8 番	矢野 隆行
9 番	田中 陽介	10 番	稲垣 誠亮
11 番	山本 剛	12 番	鈴木 市朗
13 番	工藤 義明	14 番	野並 享子
15 番	東郷 正明	16 番	荒川 泰宏
17 番	立入三千男		

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。朝から北海道の方で大きな地震がありました。被災に遭われました方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第9番、田中陽介議員、第10番、稲垣誠亮議員を指名いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

それでは、通告第6号、第7番、津村俊二議員。

○7番(津村俊二君) おはようございます。

早速私から高齢者施策と健康施策、就労支援についてお伺いいたします。

昨年日本でもベストセラーになりました「ライフ・シフト100年時代の人生戦略」が各方面に多くの反響を呼びました。著者の人材論、組織論の世界的権威であるリンダ・グラットロンドンビジネススクール教授と、同校のアンドリュー・スコット教授は、過去2

00年間の世界的な長寿化の進行から、先進国においては平均寿命が100歳になるという人生100年時代の到来を予測しています。

同書では、長寿化がもたらす恩恵は、煎じ詰めれば時間という贈り物であり、人生が長くなれば目的意識を持って有意義な人生を形づくるチャンスが生まれるとプラス志向で長寿化を捉えています。

その上で、長寿化により人々の働き方や教育、家族、余暇や老後の過ごし方など、社会のあらゆる分野において大きな変化が起きることを想定し、個人の人生設計や社会のシステムを人生100年モデルへとシフトすることを提唱しております。

このメッセージに対する受けとめ方は人によってさまざまであると思います。

そこでまず、これまでの野洲市民の長寿化の進行状況について確認します。近年の市民男女の平均寿命と100歳以上人口はどのように推移してきているのかお示しいただきたいと思います。また、将来予測についてもあわせて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、津村議員の高齢者施策・健康施策・就労支援についての質問の1点目でございます市民男女の平均寿命と100歳以上の人口の推移についてお答えいたします。

本市の平均寿命の推移につきましては、厚生労働省が公表しております5年に一度の市区町村別生命表による一番新しい数字といたしまして、平成27年では男性が81.7年、女性が87.2年でございます。平均寿命の場合につきましては、歳ではなく年という表記をさせていただいております。これは、直近時の平成27年と比較になります5年さかのぼります平成22年では、男性では0.8年、女性では0.9年延びております。そしてまた、15年さかのぼります平成12年との比較では、男性では3.1年、女性では2.4年と大きく延びております。

将来予測につきましては、国と同様の統計資料等を持ち合わせてはいないんですが、統計的な予測ではないんですけども、一般的に今後医療技術の進展、あるいは個人の健康志向の向上、また食生活の変化などから、平均寿命の延伸が予測されるものと思っております。

次に、100歳以上の人口の推移でございますが、10年前の平成20年7月1日現在では9人おられました。本年7月1日、10年後の本年では28人おられます。実に3倍を超えている増加となっております。

この将来予測につきましても、健康寿命の要因と同様にさまざまな環境が影響して、100歳以上の人口も増加の傾向は継続するものと思われます。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 続けて、また長寿化、高齢化に伴う社会モデルの変化に対するこの行政のあり方について所見を伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、長寿化、高齢化に伴う社会モデルの変化に対する行政のあり方についてでございますが、長寿化、高齢化に伴う社会モデルの変化に対する行政のあり方につきましては、全国的に長寿化と高齢化が進む中、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、本市の平均寿命も伸び続け、高齢化率につきましても、平成22年までは県平均や全国平均を下回る状況で推移しておりましたが、平成27年には県平均を上回り、本市の高齢化は加速傾向にあり、今後さらなる高齢化率は上昇すると予想しております。

しかし一方で、定年が延長されようとしているこの世の中で、この社会の中で、今の60歳と昔の60歳とは異なり、まだまだ現役でございます。60歳を過ぎても活動の選択肢の幅は広く、可能性が広がっておると考えております。高齢者がこれまで培ってこました知識や経験、能力を生かし、地域におけるさまざまな分野での就労やボランティアなど、多様な社会活動に参画する機会を確保するなど、高齢者が自立できる期間を長く延ばしていく社会づくりを推進することが肝要だと考えております。

さらに、本年3月に策定いたしました野洲市の第7期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の目指すところであります在宅医療と介護連携をはじめとする介護予防、要介護状態の軽減や悪化防止、地域住民の自主性や主体性に基づいた地域における見守りや支え合い活動を市は積極的に推進していかねばならないと考えております。今言いました計画の基本理念でもございます「高齢者が生きがいをもって自立し、いつまでも安心して生活を送ることができるまち」のとおり、高齢者が安心して住み慣れた地域で自分らしく生活できるような社会を構築していくことが行政としての大きな責務であると、そのように考えております。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。私も同様に、地域でできることを努めて

いくように心がけております。

私は、地元の自治会で昨年の12月から朝7時にラジオ体操をしましょうという発起人になって呼びかけました。最初は1人、2人の人数でしたけども、この夏休みは小学生と共にラジオ体操したりしてしまして、この9月に入りまして人数が少しですけども5人になりました。こういう活動を各自治会でもやっていただきたいと思うんですけども、各自治会でそういう取り組みというのはもし把握できているところでそういう健康推進の活動がもしわかりましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の各自治会での活動でございますが、本職所管しております高齢者の部門でございますけれども、例えば100歳体操、器具を使ったような体操とか、あるいはサロンの事業の中でさまざまな活動、運動に限らずさまざまな活動をしていただいていると思います。今議員おっしゃいましたラジオ体操の関係について同等のことをされているということはちょっと聞いてはいないんですけども、主に100歳体操については市の事業としても広めている部分もございますし、着実に広がっているものと思っております。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

続いて、昨年日本老年学会と日本老年医学会のワーキンググループが高齢者の老化に関するデータの経年的変化に関する報告書を発表いたしました。

それによると、現在の高齢者は10年前や20年前と比較して、加齢による身体、心理機能の変化が起きるのが5年から10年遅くなっており、若返り現象が見られているとのこと。特に65歳から74歳までの前期高齢者においては、心身共に健康で、活発な人が大多数を占めているとの調査結果が示されています。

確かに、今の中高年以上の人は体力的に、また見た目も若くなっているとよく言われます。わかりやすい例えが、人気長寿アニメの「サザエさん」のキャラクターである磯野波平さんとの比較です。盆栽と囲碁が趣味で、時々雷を落とす昭和時代の父親像として描かれている波平さんの年齢設定は54歳だそうです。ちなみに私より年下になります。

タレントのダウンタウンが現在54歳で、歌手の藤井フミヤさんが55歳ですから、今の世代の方がいかに若々しいかがわかります。芸能人ではない一般男性と比べても同様ではないかと思えます。スポーツ医学の発達によるものなのか、昔ではとっくに引退してい

た年齢でもなお現役で活躍しているアスリートの方も多くいます。彼らの姿に勇気づけられている方々も私を含めて多いのではないのでしょうか。

そこで、本年度からは国民健康保険の第2期データヘルス計画、第3期特定健診等実施計画の6カ年計画が同時スタートします。これら2つの計画を一体的に策定したことによる意図が込められているのでしょうか。また、健康保持増進のために、どのような取り組みが計画化されているのか、概要を伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、津村議員のデータヘルス計画と特定健診等実施計画のご質問にお答えいたします。

まず、第2期データヘルス計画、第3期特定健診等実施計画の2つの計画を一体的に策定した意図についてお答えいたします。

特定健診等実施計画の前期である第2期計画につきましては、平成25年度から29年度までの5年間、データヘルス計画の前期である第1期計画につきましては平成28年度から29年度までの2年間の計画、これにつきましては国保の広域化もありまして2年にとどめたということが大きな理由の1つにもなっております。

これら双方の計画ともレセプトや統計資料を活用し、いわゆるビッグデータと言われるものですが、その分析データから問題点を洗い出し、それぞれの次期計画を策定するものとなっております。

特定健診等実施計画は、特定健診と特定保健指導をどのように進めていくかという計画であり、その後に策定いたしましたデータヘルス計画については、国民健康保険の保健事業全体をどのように進めていくかの計画でございます。

データヘルス計画の実施計画の中には、特定健診と特定保健指導の事業も含めた計画となっております。

そこで、このたび両計画の次期計画を策定するにあたり、計画の内容が重なっているということ、より一体的に進める計画とするため、両計画を一体化したものでございまして、このことにつきましては厚生労働省の国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針というのがございますが、この指針にも「より効果的かつ効率的に実施することができるよう、可能な限り実施計画と特定保健診査等実施計画を一体的に策定することが望ましいこと」と記されており、これに準拠したものにもなっているものでございます。

次に、本計画の概要についてお答えいたします。

レセプト等のビッグデータ分析から、本市が抱える健康問題として浮かび上がってきたのが糖尿病の有病率が高いこと、特定健診においてメタボの該当者予備群が多いこと、がん検診受診率及びCOPD検診の受診率が低く、早期発見ができていないことなどでございました。

これらの課題から、糖尿病重症化予防事業、特定健診のさらなる受診勧奨、特定保健指導の利用促進、がん検診の受診勧奨、COPDのさらなる推進など、ターゲットを絞った被保険者の健康保持増進を図る事業を展開していくという計画といたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。このデータヘルスが30年度から35年度になっているんですけども、これは考え方によっては長いとも思うんですけども、これは見直しとかはその間にはされるものでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 津村議員の再質問にお答えをいたします。

6年間の計画というのは、今国保の広域化によりまして都道府県が定めます国保の計画でございますが、3年をサイクルとしております。これの2回分ということで6年に設定をいたしております。

この間、中間でチェックをいたしまして、必要であれば見直しということもありますが、とりあえず中間でチェックはいたす予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

次に、作家の司馬遼太郎氏は近代以前は歯が寿命の信号だったと。漢字の「齒」が年齢という意味を兼ねていることでもそのことがわかりますと述べています。確かに、「齡（よわい）」という字には歯の漢字が含まれております。古来、歯と人の年齢は密接に関連していると考えられてきたことがうかがえます。年齢を重ねても食べる力を維持するオーラルフレイルの予防対策が必要だと考えます。口腔機能の維持向上により、低栄養や筋力低下を予防することは、高齢者の健康寿命の延伸に大変重要であります。今後のオーラルフレイル予防の取り組みを全体のフレイル予防による健康増進策の展開と合わせて伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、続きましてオーラルフレイル予防の取り組みのご質問にお答えをいたします。

フレイル予防につきましては、しっかりかんでよく食べること、つまり栄養と口の健康、適度な運動をすること、社会参加することという3つの柱が重要でございまして、これらは相互に深く関係しております。

市の健康づくり計画であるほほえみやす21健康プラン、これは第2次になりますが、当該計画におきましては栄養、運動、歯、たばこ、心、健診の6つの領域ごとに具体的な内容を掲げて取り組みを進めております。これらの取り組みにつきましては、高齢者のフレイル予防につながるものでございます。

口の働きの衰えであるオーラルフレイルの予防に関して、第2次健康プランにおいては、「歯は健康の入り口」をスローガンに、乳幼児期から高齢期まで全ての年代において歯や口の健康づくりに取り組んでおるところでございます。この取り組みを推進することで、高齢になっても食べ物をかんで飲み込む機能を維持し、自立した生活を送る人がふえることを目指しております。

高齢者へのオーラルフレイル予防の具体的な取り組みとして、老人クラブの活動、ふれあいサロンの参加者等に口の体操、歯磨きや定期的な歯科健診の必要性について周知、啓発を行っております。

また、高齢者を対象とした歯科健診につきましては、既に平成29年度から滋賀県後期高齢者医療広域連合が、その年度中に76歳と81歳になる方々を対象に後期高齢者歯科健康診査を実施しております。本市の場合、平成29年度の対象者は957人、受診者は143人で、受診率は約15%でございました。できるだけ多くの方々に受診していただけるよう、周知に努めたいと考えております。

今後も行政、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士等、保健医療関係の多職種が連携し、オーラルフレイル予防の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

口腔体操もいきいき体操と同時に進めていかなければならないというように考えますので、ぜひともこの15%の受診をまた引き上げていただけるように要望いたします。

データヘルス計画の中で、私も一通り目を通させていただきました。このフレイルについて余り記述がちょっと少ないのではないかというように思いました。フレイルとは、加齢と共に心身の活力、運動機能、認知機能等が低下するということですが、最後のページにこのようにあります。「野洲市地域医療あり方検討会在宅ケア部会での協議を進め、フレイル等の高齢者の特性に応じた事業の実施を協議検討します」というように書かれています。今現時点でどのような協議検討がされているかをお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、津村議員のご質問にお答えいたします。

あり方検討会につきましては、それぞれ部会を設けておまして、ここでの検討、本年はもう第1回目が終わったんですけども、これだけではなくて、いきいきプランの方に推進する組織、検討が地域の組織と協働して取り組んでおりますので、ここでもこのことに関しての取り組みは行われておりますので、ここに記述のあり方検討会のみではなくて、むしろいきいきプランの方の検討部会がどちらかというと実施部隊ということになっておりますので、そちらの方で検討、取り組みの方を実際に各種団体入っていただいておりますので、実践の方を地域も含めて取り組んでいただいておりますのでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

次に聞かせていただきます。

ちなみに、高齢者を対象とした歯科健診は、歯周疾患の健診のみならず口腔ケアの役割も果たし、誤嚥性肺炎の予防にもつながります。市として80歳を対象とする歯科健診を実施することも有益ではないかと考えます。

次に、高齢者の就労支援について伺います。

平成29年版の高齢者白書によれば、全就業者数に占める65歳以上の割合が平成19年当時は8.3%であったものが、28年では11.9%まで拡大し、労働力人口に占める高齢者の比率はこの間上昇傾向にあります。また、現在仕事をしている高齢者の4割が働けるうちはいつまでも働きたいと回答し、70歳くらいまで、もしくはそれ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っているとの調査結果が示されています。元気で行動的な高齢者、いわゆるアクティブシニア層の就業などの社会参画を促進することは、健康維持や生きがい創出、さらには地域の活性化にもつながります。

市では、公益社団法人シルバー人材センターでは、請負または委任契約により、臨時的、短期的、そして軽易な仕事を会員として登録した高齢者に提供しています。

そこで、シルバー人材センターの会員数、会員平均年齢、契約件数、契約金額等の推移について伺います。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、津村議員の野洲市シルバー人材センターの会員数、会員平均年齢、契約件数、そして契約金額の推移ということでございます。

合併後の平成17年のときからのデータと直近の統計データということで比較いたしますと、会員数につきましては、平成18年度が805人、これがピークでございます。そこから減少傾向を示しております。平成29年度末で553人でございます。ピーク時から約30%の減少ということになっております。

そして、平均年齢でございますけれども、平成18年の4月1日が69.9歳でございます。そして、平成30年の4月1日では73.5歳でございます。先ほど津村議員がおっしゃった前期高齢者の後半にきているということでございます。平均年齢は、そういう意味では年々今後も上がる方向にあるのかなというふうに思います。

契約件数については、平成17年度が4,420件、そして平成29年度3,703件、約16%の減少でございます。

そして、契約金額におきましては、平成17年度が3億6,536万3,000円でございます。平成29年度は2億3,715万円で、約35%の減少を示しております。

契約件数とか契約金額とも会員数の減少と比例しますので、そういう傾向を示しているということでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

この減少しているという、もし理由がおわかりになりましたら教えていただけたらありがたいです。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 一番大きな要因ということでございますけれども、平成16年に高齢者の改正、雇用ですね、雇用安定法ですか、雇用安定法ができて以来だんだん

下がっています。そして、特に25年が希望者の限定を廃止する仕組みに25年度安定法になりました。そういった面から減少を示している。だから、そういう意味でいいますと、津村議員がおっしゃっている高齢者の雇用という大きな枠組みで見ますと、有効求人倍率とか先ほどおっしゃいました高齢者の労働人口を勘案しますと、全体のパイとしては上がっていると、その中の民間が大きくなって、シルバーはその分減ってきている。ただし、全体のパイとしては結構というか、一定の安定を示しているということになると思います。そういう原因が一番大きなものかと思います。ただし、人手不足というのはどちらも一緒に、先ほどの契約金額も含めて、人が減るということは民間もシルバー人材センターもそのニーズに応えられない会員不足によりと、そういったことがあります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 民間でももちろんそういう就労をしていただいている方がふえているということで認識しました。

あと、前期高齢者と後期高齢者の比率というか、もしおわかりになりましたら伺いたします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） この高齢者の比率という意味ではちょっと把握を今しておりませんが、だんだん推移が上がってきている。先ほど会員人口が右肩下がりで、年齢がその分上がってきているということは、どんどん今73.5と言いましたけども、平均年齢が。偏在性は全部65以上が多くなってきているというところがございます。だから、まだ前期高齢者というのは先ほど言いました平均で73.5、ほぼ74に来ているんですけども、そういう意味ではもう半々ぐらいに達しているということが統計上の推定として言えるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

次に、関連してがん患者の就労支援と生活支援について伺います。

がんは、国民の2人に1人が生涯でかかる可能性がある一方、医療の発達に伴い、その生存率も年々改善してきています。長寿化により、がんにかかる可能性が高まることは避けられない中、がんを経験し、がんにつきあいながらも自分らしく誇りを持って働くこと

ができる社会が理想であると思います。

しかし、厚生労働省の調査によると、働き盛りの世代ががんになると、サラリーマンでは30%が依願退職し、4%が解雇され、自営業者も13%が廃業という厳しい現実があります。こうした現状について、市としての課題、認識を伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、津村議員のがん患者の就労支援、生活支援のご質問にお答えをいたします。

がん患者の就労支援・生活支援につきましては、議員ご指摘のとおり、がんの治療成績、生存率の向上に伴い、治療と仕事等の両立が課題となっている認識をしております。特に、仕事の面では、抗がん剤の副作用により仕事を継続できない、治療により就労が厳しくなり収入が減少するなど、就労の継続が困難、あるいはできないという点において制約を受けており、本人の体の状況と雇用主側の理解と協力による休暇制度を含めた就労の環境がいかに整えられるかということが課題であると認識いたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

では、次に行かせていただきます。

国の傷病手当制度、休業、介護休業制度、ジョブコーチ支援制度など、さまざまな関連する制度があります。ハローワークやがん診療連携拠点病院の就労相談窓口等と連携をとりながら、市としてもがん患者の就労支援の強化に努めていただきたいと思います。市としての取り組みについて思いを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、続きましてがん患者の就労支援の強化についてのご質問にお答えをいたします。

本市におけるがん患者の就労支援の取り組みでございますが、ハローワーク、ここには就労支援ナビゲーターという方がいらっしゃいますが、その方による対応や、がん診療連携拠点病院の相談窓口につなぐなど、関係機関と連携しながら就労継続への支援を行うこととしております。

今後は、県やがん相談支援センターと連携しながら、市民を対象とした健康教室等を実施し、がんになっても治療しながら働くことができることや、相談できる機関があること

などについて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

がん患者にとっては、非常に言い出しにくい部分もありますし、またその小さな声をしっかり受けとめて、また市としてもしっかりとまたサポートできる体制をつくっていただきたいというように要望いたします。

続きまして、次の質問に移らさせていただきます。

同じがん関係なんですけども、大変重要なことであると思いますので質問させていただきます。

乳幼児の健診における小児がんの早期発見についてであります。

小児の死亡原因の第1位は小児がんとなっているが、年間発症数が少ないために、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が乏しく、適切な医療受診の遅れなどが懸念されます。そのため、早期発見に向けた住民への啓発が重要となります。また、小児がんの中でも網膜芽細胞腫は白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができます。

我が国では、小児の死亡原因の第1位はがんとなっている。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱える。小児がんの発症数は、年間に2,000人から2,500人と少ないが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されております。

国では、昨年より全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っています。

そこで、小児がんの早期発見のために、市ではどのような取り組みを行っているか伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、津村議員の小児がんの早期発見のための本市の取り組みのご質問にお答えをいたします。

まず、本市の小児がんの状況を申し上げますと、平成30年度小児慢性特定疾病医療費支給申請の状況では、白血病が4名、上衣腫、これについては脳でありますとか脊髄のが

んということになります。これが1名、未分化大細胞リンパ腫が1名となっており、いずれも申請時の年齢は8歳から14歳までの学齢期の小児でございます。

本市における小児がんの早期発見の取り組みといたしましては、乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問、相談等においてがんが疑われる症状が認められれば、保護者へ受診の必要性を説明し、医療機関受診や精密健診を紹介することで早期の発見に努めております。

また、がん啓発の取り組みといたしましては、網膜芽細胞腫に関しては、母子健康手帳に記載されている「視覚の発達について」という項目に留意すべき症状が列記されており、網膜芽細胞腫に関する症状があれば、それに罹患している可能性があることを情報提供するなどの啓発を行っております。

平成24年度のがん対策推進基本計画に基づき、平成26年度から文部科学省による学校における教育基本計画にがん教育が取り入れられたことから、平成29年度は祇王小学校6年生を対象に101人にごん教育を実施し、がんの理解を深める取り組みをいたしております。今年度は、中学校においてがん教育を実施するなどさらなる啓発に努めてまいります。その他、乳幼児健診等において保護者へチラシの配布やポスター掲示、広報・ホームページに掲載するなど、がん検診の受診勧奨や、がんに関する知識の普及啓発に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

続けて、小児がんの中には網膜芽細胞腫という目のがんがある。発症は出生児の1万5,000人から1万6,000人に対して1人と少ないが、このがんは5歳までに95%が診断されており、その多くは家族が子どもの目の異常に気づき、受診に至っている。素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言えます。腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで、可能な限り残す方針で治療することが多いです。そのためには、早期発見が重要なことは言うまでもありません。網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、これらを乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができず。

そこで、乳幼児健診の医師健診アンケートの目の項目に白色瞳孔を追加してはどうかを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、2点目の乳幼児健診の医師健診アンケートに白色瞳孔の項目を追加してはというご質問でございますが、本市ではこのアンケートを実施しておりませんので、現時点では追加することはできないということになっております。

また、県に確認いたしましたところ、県内市町で当該アンケートを実施しているところは、県が把握している範囲ではないとのことございました。

しかしながら、滋賀県では健診に関する手引書である乳幼児健康診査、これは第一次でございますが、これの保健指導用手引書というのがございますが、これを医師及び市町の保健事業担当課に配布されており、この手引書に基づき、医師は健診の際、白色瞳孔に関する問診及び診察を行っておりますし、また、本市では4カ月児・10カ月児・1歳6カ月児の健診において「瞳が白く光ってみえる」という問診項目を設け、早期発見のために保健師も聞き取りを行っておりますので、それらが既にご質問いただいております内容にかわる措置は講じられているものというふうに考えております。

また、乳幼児健診では網膜芽細胞腫を含む目の所見の有無について観察項目を設け、小児科医が目の診察も行っております。

さらに、2歳6カ月児・3歳6カ月児健診では、保護者に目のアンケートを実施し、子どもの目について気になることがないかの記入により、いずれも網膜芽細胞腫等が疑われる場合については医療機関への受診勧奨や精密健診の受診勧奨を行い、早期の受診につなげております。

現在、本市の小児慢性特定疾病医療費支給申請状況では網膜芽細胞腫の方はおられません。今後も早期発見に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひとも早期発見のために、医師の健診アンケートの一項目ふやすだけだと思うんですけども、ぜひともご要望をしておきたいと思います。

では、続いての質問に移ります。

不育症の周知や患者支援の推進についてであります。

不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡、生後1週間以内の赤ちゃんの死亡を繰り返して、結果的に子どもを持たないことと定義されております。流産の確率は年齢と共に上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の1つであります。

厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10%から20%の頻度で起こると言われて

おります。流産を繰り返す不育症患者は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。

不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかが染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群が10.2%等で、原因不明は65.3%にもなります。しかし、厚生労働省研究班によると、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどりつけると報告されています。つまり、不育症を知り、適正な検査や治療をすれば、多くの命を守ることができるということです。

流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射に用いるヘパリンカルシウム製剤は、平成24年1月から保険適用になり、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。

不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって心身に大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままであります。

厚生労働省は、平成23年度不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配布しました。そして、平成24年10月に全国の相談窓口の一覧表を公開しました。都道府県ごとに不育症相談窓口が設置され、63カ所で不育症の相談が可能になりました。不育症の治療には多額の費用がかかることから、公的助成を行っている自治体もあります。

このようなことから、不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

不育症について、本市ではどのような認識をお持ちなのか伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、津村議員の不育症に関するご質問にお答えをいたします。

まず、不育症の認識につきましてのご質問ですが、いわゆる不育症の定義は、単一の診断名ではなく、複数の病態を含むもので、議員のご質問にある厚生労働省研究班は厚生労働科学研究班のことを指していると思っておりますが、この研究班の報告書がございまして、この定義に、「妊娠はするけれど2回以上の流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られない場合」、つまり、22週以前の流産を繰り返す反復流産、習慣流産に加え、死産・早期新生児死亡を繰り返す場合を含めて不育症と定義しているということで、この定義のとおり認識をいたしております。

また、不育症の頻度につきましては、その約半数は偶発的流産で、特別な治療を行わなくても次回の妊娠予後は良好ですが、残りの半数に凝固異常、夫婦の染色体異常、子宮形態異常などのリスク要因が認められ、妊娠歴のある35歳以上の女性のうち、3回以上の流産は0.9%、2回以上の流産は4.2%、38%が1回以上の流産を経験しているという報告がございます。

最近では妊娠・出産数が減少した一方で、妊娠女性の高齢化により流産数は増加しております。このため正確な不育症例の数はわかりませんが、毎年妊娠される方のうち、約5%が不育症の可能性があるということも報告されております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

5%の方が対象になる可能性があるということで、その方々が気軽に相談できる窓口体制の充実が必要であると思います。相談窓口と周知啓発をどのように行っているのかをお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 続きまして、2点目の相談窓口と周知啓発のご質問にお答えいたします。

相談窓口の本市の体制は、健康推進課の保健師や助産師が対応しておりますが、そのほとんどは母子手帳発行時からの相談になります。特定不妊治療の手続時や第1子の乳幼児健診等で第2子・第3子の妊娠について相談を受けることはありますが、その件数は少なく、さらに不育症となりますと実績はございません。

こうした中、不育症の相談を受けたときは、基本的には専門機関である不妊専門相談センターにつなげることであります。滋賀県内では滋賀医科大学附属病院が県の委託により不妊専門相談センターを設置し、不妊症・不育症に関する専門相談員、これらの方々につきましては不妊症看護認定看護師、医師、助産師などの方々でありますが、これらの方々が相談を受け、出張個別相談会や医療講演会も実施されております。

不妊専門相談センターの平成29年度の相談実績につきましては、電話は215件、メールが28件、面談による相談が5件の計248件で、そのうち不育症の相談件数は23件でございます。

また、啓発につきましては、母子健康手帳別冊妊娠リーフレット自己評価表において流

産や死産・早期新生児死亡の予防や、出産準備教室、マタニティサロン等で妊婦への啓発を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

最後に、不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておられません。患者支援として、経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考えを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、続きまして3点目の不育症の治療費助成制度のご質問にお答えをいたします。

不育症の治療に関しましては、一部の治療については保険適用があるものの、多くが保険適用外であることから、まずは保険診療として認めていただくことが先決であると考えますので、本市として、当面は助成制度の創設は考えておりません。

一方、県内で不育症に対する助成制度がある自治体は7団体あります。平成20年度の申請件数は、申請のあった自治体が7つのうち6団体ありまして、それらの合計の件数は28件でございます。その実施自治体の不育症の疾病の状況等の情報は一件ごとには聞いておりませんので、それらの情報をまた収集してまいりたいと、またさらに研究もしてまいりたいというふうに考えております。

なお、現在本市で実施しております特定不妊治療費助成事業の本年度の申請件数につきましては、8月末現在延べ33件で、平成20年度の制度化以後、年度ごとには増減はあるものの、大きな傾向としては増加しているという状況が見られます。

今後は、不妊治療等をはじめとする妊娠や出産に関する情報を広報やホームページ等に行き届く限り掲載し、その中で不育症に対する認知の拡大を図ると共に、理解も深めていただくよう情報提供してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。人数が少ないかもわかりませんが、今後はふえるというふうに予測もされておられますので、どうかまた保険適用できるように前向きに考えていただきたいと思います。要望でありますけども、よろしくお願ひしたいと

思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第7号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） おはようございます。第2番、山崎敦志。2点質問させていただきます。

危機管理、河川、土砂崩れの対策についてということで、近年というよりも、直近では多くのところで局所的な集中豪雨が増加し、住まいする地域ではどこの河川も豪雨時には氾濫し、大きな被害をもたらす危険があるため、市内には洪水ハザードマップが整備されています。今年の西日本豪雨において、倉敷真備町の河川氾濫状態は、倉敷で作成された洪水ハザードマップにおいて想定洪水範囲は今回の水没地域と同様であり、ハザードマップの重要性が再認識されています。100年に1度の大雨を想定して作成されていますが、近年では未曾有の被害が多発している地球環境であるため、ハザードマップにおいて想定される災害、洪水、土砂崩れ、交通網等に関する中長期的な減災予防についてお尋ねします。

河川については、1級河川、東としては日野川、西には野洲川に囲まれ、支流河川との合流地での氾濫を想定した場合、例としては三上地区では野洲川合流、大山川、小山川、市内では縦貫する妓王井川、中ノ池川、童子川、家棟川があります。縦断河川については河川改修、雨水幹線整備計画が進められていて、洪水ハザードマップでは8号線の南側では浸水2から5メートルが記載されています。また、野洲川の氾濫がない場合でも、最近では自治会内の水路があふれる浸水被害を起こす場合も多く、水路の改修工事の必要性が増してきています。

そこで、雨水幹線改修についてお尋ねします。

駅前妓王井川浸水対策として進められていますが、野洲駅北口オムロン付近以降の改修工事の進捗及び今後の計画についてお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 議員の皆さん、おはようございます。

山崎議員の危機管理、河川、土砂崩れ対策についての1項目目でございます雨水幹線についての1点目のご質問にお答えをいたします。

市三宅・行畑・野洲地域の雨水排水対策や、一級河川妓王井川によります野洲駅南口の浸水対策軽減のため、平成24年から童子川雨水幹線整備事業を実施しておりまして、昨

年度までにオムロン付近までの約1,400メートルの整備が完了したところでございます。

これによりまして、普通河川友川の整備は完了となりましたので、今年度妓王井川の流域の一部を童子川流域へ流すための基本設計業務を実施しているところでございます。具体的には、行畑一丁目の行畑交差点付近を流れる妓王井川の一部を、JRびわこ線の旧笠作踏切付近を横断させまして、JR北側の市三宅・行畑・野洲地域内を通りまして、普通河川友川へとつなぐ整備を行うための基本設計を行っているところでございます。

今後の計画でございますが、詳細設計業務を実施いたしまして、雨水管の整備工事などを進めていく予定となりますけれども、この整備にあたりましては、JRを横断するなど時間を要する箇所もございますので、10年を超える期間を要するものというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

駅前関係の洪水、浸水ということに対しては、今病院建設とか等々いろいろあり、完全な排水完了までには10年以上かかると思いますが、早急な対策、生活基盤を揺るがすような浸水にならないような対策を今後速やかに進めていただきたいというように思います。

2点目なんですけれども、同じように今改修予定されています三上小中小路工業団地造成が今進んでいます。敷地面積に合わせた調整池の設置というのが開発当初から地元の説明されていますけれども、調整池の雨水ためはできていますけれども、下流河川、今改修予定の妓王井川への増水を抑制する判断で調整池がつくられていますが、実際田畑を工業団地に整備される場合の従来持っている水田の保水力が減少するように思います。雨水量とどの程度見込まれ計画されているのか、また住宅地域、工業団地、新幹線越えてから妓王井川へ流れる住宅地の水路はどの程度予測されていますかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2つ目の工業団地の調整池についてのご質問にお答えをいたします。

本事業につきましては今年度から工事着手をしておりますが、下流河川に負荷がかからないよう、造成地北側に約0.9ヘクタールの調整池を計画しているものでございます。

調整池の計画降雨規模は、滋賀県が定めます開発に伴う雨水排水計画基準によりまして、年超過確率の50分の1以上、最大6時間までの降雨に対応できるよう、約1万700立米の容量で計画をしております。

また、調整池は約10センチ角程度の放流口から排出することで流水量を抑制しておりまして、下流への計画流水量は、時間当たり約120立米となるものでございます。

なお、当該調整池につきましては、事業所に売却後、市と協定を結びまして、事業所において適切に維持管理されるように指導をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。調整池、今工業団地やられる前のところで住宅、七間場、大畑の開発のときに調整池がつくられて妓王井川への流れ込みやられています。やはり開発業者が維持管理するような今の状態の住宅地の調整池があるんですけど、ごみが堆積したり調整池に草が生えたりということで、上流の企業のところへも浸水する状況が経験があります。今後調整池、事業所内の調整池になりますので、そういう放置した形にならないよう、定期的な指導をお願いしたいというように思います。

続きまして、地域の水路の改修、土石流についてということで、地元からいろいろと出ております。南櫻自治会では豪雨時には町内水路が山からの雨水で自治会館前に水があふれるとか、南櫻、北櫻、三上、妙光寺自治会は、山を背にした集落であり、土石流危険箇所が数多くハザードマップに記載されています。土石流は水だけでなく、道路へ流出する集落道路、環境整備として水路を暗渠にして道路幅を確保しているため、地域としての常に点検整備やっています。年に数回の草刈りとか泥上げを実施しています。

また、三上山砂防工事により、土石流災害の防止に努めていただき感謝していますが、砂防工事で70メートルの水路の改修が実施され、水量もふえ、速度も速くなると推測しています。砂防工事の自治会、通りに公民館のところは水路は国道を横断する水路も従前のままで、豪雨時に浸水を心配するというような地域のいろんな心配事を聞いております。

数々問題が解決することは重要ですが、今後想定被害を予防する、減災するために、河川改修についての中長期計画についてお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2項目目でございます地域の水路改修、土石流についてのご質問でございます。

ただいまご質問の中でおっしゃっていただきました1点目に南櫻自治会館付近を流れる竹長川につきましては、昨年度に河床の床打ちを実施して整備を行っているところでございます。

また、2つ目におっしゃっていただきました集落内の水路の除草や泥上げなどの点検整備につきましては、地域として取り組みを行っていただいております、地元の皆様感謝の意を申し上げます。ありがとうございます。

また、3点目、滋賀県が実施をしておられます妓王井川支流砂防堰堤工事に合わせまして実施されます70メートルの水路の改修に伴う流量でございますが、これにつきましては流量が増加することはございません。これは、土石流をせきとめるための堰堤をつくる工事でございます、雨水排水量については何ら変わりがないというものでございます。

なお、流速につきましては、水路の改修に伴いまして老朽化した水路を新しく替えさせていただくといったことで、若干流速が速まるということは予想がされます。

東林寺公民館に通じる水路や国道を横断する水路につきましては、本市の公共下水道雨水基本計画におきまして、改修が必要な河川としての認識はしているところでございます。

しかし、河川改修におきましては部分的に改修するというだけでは効果がなくて、下流側から全体的に改修をしていかなければ抜本的な解決には至らないといったところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、本市では平成24年から童子川雨水幹線整備事業を重点的に実施しているというふうな状況でございます、こちらの方が一定の改修の目処が立った時点で、ご指摘の河川も含めまして市域全体における現状というものをしっかりと見定めて、優先度を見極め、対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。いろいろと地域の要望を身近なところで役員をして聞いておりますので、そういう地域のことについても常に目を配っていただいているということ、ないしは今後の計画、取り組みについても何らかの会合のときにはまた報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きましては、またこれも地域のことでですけど、三上こども園の開設についてなんですけれど、一部提出した書類で文言の不手際がいつも注意しているんですけどありまして、父兄と書いてあるところを保護者というように、2カ所ございますけれど訂正をお願いし

たいのと、あと文章内で職員駐車場の整備がというところが保護者用という形で質問させていただきますことをお許し下さい。

では、三上こども園建設につきましては、来年4月開園に向けて着々と工事が進んでいます。現三上幼稚園では、職員駐車場として県道野洲甲西線向かいに未舗装碎石の職員駐車場が設置されています。保護者の方々の送迎車両は保護者用駐車場が整備されていないため、三上小学校職員駐車場から朝の通勤車両渋滞の間を横断されています。来春開園により、保育定員の増員がされることを考えると、送迎車両の増加が考えられます。敷地内の送迎車両駐車を9台分、来客障がい者用3台分が確保されていますが、安全対策が必要と考えます。現駐車場を県道まで拡大し、舗装整備、または通行規制、駐車場進入路右左折を見直し、滋賀銀行、山地医院前信号つき交差点を通園路とすることが最善と考えます。

そこで、現未舗装碎石駐車場の舗装、排水について、駐車場整備実施時期についてお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、山崎議員の三上こども園開設についての1点目、現未舗装碎石駐車場の整備実施時期についてお答えの方をさせていただきます。

県道野洲甲西線向かいの未舗装駐車場につきましては、山崎議員ご提案、あるいは地元自治会からのご要望もございまして当該駐車場の拡張等を十分に検討し、適切な対応ができるよう、具体的な施工時期や対策方法を今年度末までに決定してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。どうしても地元からいろんな要望出ております。未舗装の部分、まだ耕作されておりますので、そういう未舗装の部分からの砂利、石垣、積まれた石垣が潰れかけている。そのために除草作業とかそういうときに支障を来すというような地元の声も出ておりますので、その辺の整備、今年度中、できましたら園開園のときに何らかの形が見えればいいかなというように考えております。

2番目としまして、先ほど申し上げましたけれど、滋賀銀行前交差点を通園路とするため、職員駐車場より山地医院までの歩道の確保ということを検討いただけないか、その辺は計画はあるのかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目の県道野洲甲西線の歩道整備につきましてお答えをさせていただきます。

当該箇所につきましては、国道1号と国道8号を結ぶ重要な幹線道路であるために、大型車を含みます交通量が非常に多く、慢性的な渋滞を引き起こしているところでございます。また、ご指摘のとおり、小中学生や園児の通学路、通園路となっておりますが、小学校側の歩道は整備されておりますものの、反対側、三上山側の歩道につきましては未整備の状況というところでございます。

市といたしましても、通勤・通学・通園をされる皆さんの安全確保をするため、早期の事業化による整備に向けて滋賀県に要望を行っているところでございますが、三上こども園の開園を控えていることもございますので、引き続き強く要望を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。どうしてもバイパス、8号バイパスができるまで、やはりかなり8号線の交通量が減らない限り、あの野洲甲西線の渋滞は解消できないと。あと数年ということですが、やはり道路整備が進む中で、やはり地域の安全ということをまず優先していただいて、継続的に要望を続けていただきたい。早期何らかの対応、極力地元の方にも声かけしているんですけど、用地についてそういうふうな話があれば、地域自治会としても協力という前向きな話は一部聞いておりますので、県の予算ですから、市としてどこまで取り組めるかというのは当然あると思いますけれど、要望をお願いしたいというように思います。

あともう一点、駐車場の関係ですけれど、日々の保護者の送迎車両の台数についてお尋ねします。通園時は時差がありますが、退園時は迎えが重なり、園内駐車場での対応ができなくなることが予想されますが、どのような対応をされるのかお尋ねします。現在の通園されている今三上幼稚園に対して送迎車が何台かあります。今後こども園となった場合には定員がふえますので、その辺の車の増加予測に対する対応をどのように考えておられるかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、3点目の保護者の送迎車両台数について

のご質問にお答えいたします。

三上こども園の送迎車両台数につきましては、おおむね100台程度と見込んでおります。この数字につきましては、今年度の9月末から来年度の入所申し込み受け付けを行う関係上、厳密な車両台数を算出することは現時点では困難でございます。当該こども園と園児数が同規模で、地域性も類似しております篠原こども園から類推した数字になっております。

また、篠原こども園での送迎用の駐車台数につきましては28台現在確保しております。

登園時間につきましては、保育園はおおむね7時30分から8時30分までにかけて登園され、幼稚園につきましては8時40分から9時にかけて登園されます。

一方、降園時間につきましては、幼稚園の降園時間がおおむね午後2時ごろ、保育園が午後4時半以降となっており、特に問題なく運営している状況でございますので、三上こども園の降園時についても同様に、登園時よりもお迎えが重なる可能性は低いと考えております。

三上こども園開園後につきましては、旧三上第一保育園、現小学校の野洲川寄りにございますが、旧三上第一保育園跡地を職員駐車場として利用し、送迎用駐車場を議員ご指摘の現在の未舗装の駐車場、あそこに17台確保するに加えまして、園敷地内に先ほどから出ております障がい者用1台を含めた12台と合わせて29台の必要台数を確保する計画となっております。

しかしながら、県道の野洲甲西線の渋滞等を要因として、幼稚園児、保育園児の登園時間等が重なる等の事象が発生することも予想できますし、駐車場が一時的に不足する可能性があることや、現未舗装の駐車場利用者の安全性や利便性等を考慮して、先ほど1問目で回答させていただきましたが、駐車場の拡張について前向きに検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。ちょうど保育園児、今までは近江富士の方に預けることで、多分渋滞があっても近江富士の入り口あたりで少し待てば送迎ができたと思うんですけれど、多分7時半から8時半の保育園の送りという時間帯、あの付近は多分小学生の通学時間帯、横断歩道を渡ったりということで、七間場、三上の方からの通学の子どもが地域では地元地域で7時半ごろ出ますから、8時近辺が小学校の横断歩道渡

るそういう時間帯になります。それと保育園の送り迎えということになりますと、かなり渋滞もまだ8時過ぎまでは多分三上工業団地まで車がつながるような状態が続くと思いますので、先ほど申しましたけれど、極力横断歩道を渡れる歩道の早期設置並びに保護者等々に交通についてのルールを十分周知していただいて、事故のないような開園を迎えられるような、三上こども園が安全なこども園として活動していただけるようにご尽力いただきたいということをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時40分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康福祉部長。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 失礼いたします。

先ほど津村議員のご質問のうち、3番目の不育症に関するお答えの中で、ちょっと2点訂正をお願いいたします。

まず1つ目は、2点目のご質問で、相談窓口と周知啓発のところでございますが、その答えのところ、啓発につきましては母子健康手帳別冊妊娠リスク自己評価表と申し上げるべきところをリスクのところをリーフレットと言ってしまったようでございますので、正しくは母子健康手帳別冊妊娠リスク自己評価表でございますので、ご訂正のほどをよろしくお願い申し上げます。

もう一点につきましては、3つ目の治療費助成制度のところ、申請書の申請件数を申し上げるときに、年度を正しくは29年度と申し上げるべきところを20年度と言ってしまったようでございますので、正しくは平成29年度でございますので、訂正のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第8号、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 質問の前に、このたびの台風21号や20号、そしてけさ方起こりました北海道での地震、7月の豪雨などで犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、このたびは市職員の皆

様や消防署、消防団、災害対応にあたっていただいた企業の方々におかれましては、まさに滅私奉公で事にあたっていただきましたことを御礼を申し上げます。

さて質問に入ります。

デジタル教科書の導入と大型ディスプレイの全教室への設置がこの夏完了し、ICT環境が整いました。アクティブラーニングなど、子どもたちが自ら考え、議論する能動的教育、学びにより、これまでにない教育効果が期待されています。「主体的、対話的で深い学びの実現に向けて」などをテーマに、さまざまな講座が開かれた教育委員会対象セミナーでの先行導入校の事例によると、大型ディスプレイとデジタル教科書を用いた授業は、児童・生徒が見るべき箇所をすぐに見て授業を進めることができ、これまでの授業と比べ、格段にスムーズに考えるべきことに集中することができることが紹介されました。

一方、全国学力調査では、小学校、中学校共に厳しい成績でした。順位や点数を云々することは避けませんが前置きした上で私が訴えたかったことは、学力実態を教育施策に反映することが目的と西村教育長が昨日の野並議員の質問への答弁で述べて下さいました。私は、全国学力調査は全国一斉に行われる貴重な機会であると認識しておりますが、しかし、学力調査は子どもたちの学力、可能性を伸ばすこと、そのための教育施策の充実という教育の目的に対しての手段であります。この目的と手段の関係を今後もしっかり認識され、実のある教育活動を進めて下さいますことをお願いいたします。

1つ目の質問です。考えるべきことに集中できるICT環境は、できる子にとっても勉強が苦手な子にとっても大きなメリットがあると思います。もう少し言い添えますと、これまでの特に低学年の授業では、はい、教科書の〇〇ページを開いて下さいと指示を出した先生が、そのページを開いているかどうか、教室中を確認して回らねばなりませんでした。この時間は、できる子にとっては退屈で無意味な時間であり、苦手な子は学年が上がり、授業のスピードが上がるにつれ、どこの話かわからなくなってついていけなくなる大きな要因であったと聞いております。その点を画期的に改善してくれると期待されるのがデジタル教科書と大型ディスプレイであり、先生は、はい、皆さん画面を見て下さいと言えば、教室全体の子どもが必要な箇所を見ることができ、まさにアクティブラーニングのための環境整備と言えます。すばらしい設備ですが、これを生かし、子どもたちの可能性を最大限引き出すためには、環境を使いこなす工夫、スキルが重要であり、教員一人ひとりの努力が不可欠です。教育委員会及び各学校の取り組みや、その方針を伺います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷克己議員の伸ばす、引き出す教育の充実についての1番目のICT活用教育についてお答えいたします。

市内のモデル校での実践から、先ほど東郷議員もお話しされましたように、ICT活用教育は学習内容がわかりやすい、思考を広げ深めることができる、あるいは集中力を上げるなどといったさまざまな効果が確認されております。

野洲市では、この夏休みに全ての小中学校の普通教室へ50インチの大型モニターを設置し、デジタル教科書も導入しました。それを受けて、各学校では2学期開始早々からこうした機器を使った授業に取り組んでおります。

ここに北野小学校の学校便り「北野っ子だより」というのを先日いただきました。8月30日付の学校便りなのですが、ここの裏面の上方の方に早速載っております。少し紹介したいと思います。「ICT機器を使ってよりわかりやすい授業づくりを目指します。2学期から、各教室に大型モニターが入りました。教師一人ひとりにタブレットも支給され、早速子どもたちによりわかりやすい授業をしよう頑張っています。教科書を大型モニターに映して、授業が1年生ある日の1年生の授業では、国語のデジタル教科書を大型モニターに映して授業が進んでいました。モニターに映すと、今勉強しているところがどの子にもぱっとわかります。また、注目するところに印を書き込むと、ポイントがはっきりして考えやすくなります。2年生では、夏休みに頑張った作品を写真に撮り、モニターに映して指で指しながら自信を持って発表していました。5年生では、ノートモニターに映し、考えを交流し合っていました。さまざまな場面で有効に活用し、子どもたちの学びを深めていきたいと思っております」、こんな内容が早くこれは保護者さん向けに学校が配布しているんですけども、紹介がありました。

このように、多くの教員がICT活用教育の重要性を認識しておりまして、それが今回整備されたわけですが、そうした機器を具体的に使いこなす力量の向上に多くの教員が努めております。

各学校にはICT活用教育を進める情報教育主任という職種ですか、担当が配置されております。既に校内での学年や教科内の研修ももう8月の導入直後から始まっております。

市教育委員会といたしましても、ICT活用研修の実施や、ICTを活用した授業研究会の実施、さらには学校訪問などを通して教員の一層の力量向上を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

教育長が少しお触れになったモデル校として先行導入されておりました三上小学校には、私もこの3月にちょうど新学期が始まる前に、子どもたちが登校してくる前の段階で担当の先生からそのメリット等について詳しくお話を伺ったところであります。そのときの内容とも今ご答弁重なるところがあって思い出したところでありますが、そのときの印象、先回の研修会のときも同様ですけれども、非常に大きく期待したことがあります。

一方で、少し後に視察で伺いましたときには、そのICTの授業だったんですけれども、ちょっと残念な状況が見られました。

そういうことで、今回この使いこなす研修をということをお願いをしているわけですが、もう一つつけ添えますと、ICTを使いこなすことも当然大事で、それをフル活用してわかりやすい授業、子どもたち自身が積極的に自分で考える授業というのを進めたいんですが、一方で、黒板等を活用したアナログの活用というのもむしろ逆に必要になってくるかなというのも、同時にいろいろ実際に活用している先生方のお話を聞いて感じたところでありますので、そうした点もまたこのさまざまな研修会等で触れただけだと思います。

次の質問に移ります。

昨日の答弁でも少し触れていただきましたが、学力調査の分析では、野洲市の児童・生徒のインターネット利用時間が全国や、あるいは滋賀県と比べても異常に長く、反比例して読書の時間、学習時間が短いことが明らかになっております。スマートフォンやタブレットなど非常に高機能な端末を個々に使うという状況の中で、またその普及が全国的に見ても高い本市の状況の中、利用時間をどう抑えていくかは大きな課題と市教委としても認識されていることと思います。

これは、誰かが言えばすぐ利用時間が減るというような簡単な問題ではないと考えております。家庭と学校が連携教育し、地道に工夫を重ね、取り組んでいかなければならないと考えていますが、往々にして学校任せ、あるいは逆に家庭任せになりがちです。市教委として、今後の啓発や対処についての方針を伺います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今ありましたスマートフォンの使用時間に関する啓発についてお答えいたしたいと思っております。

まずその前に、全国学力・学習状況調査の読書時間等についてお話しされました。

本市では、全体的に低いというわけではなくて、読める子は全国平均並み、あるいはそれより高いという傾向があつた調査結果からうかがえます。ただ、読んでない子の割合が、10分以下の子の割合が非常に大きいという二分化というんですか、ここが大きな課題かなというふうに思っております。

スマホのことに戻りますけども、市教育委員会といたしましては、小中学生にスマートフォンやタブレット端末ですね、持たせておられる保護者さんの理解がない中で、この問題の解決は非常に難しいというふうに考えております。

しかも、これだけ普及が進んだ現状では、持たせない指導とか、あるいはそういう啓発というのは実態に合わないというふうに考えております。

そこで、市内の小中学校ではスマホやインターネット、SNS、ソーシャルネットワークサービスなどの使用に伴う危険性について学ぶための保護者研修や、あるいは学校便り等で啓発を随時行っております。

もちろん、実際に使う側の子どもたちへの情報モラル研修などは、各学校とも授業に組み入れてかなり力を入れてやっております。中学校だけでなく、小学校4年生ぐらいからそういう研修といいますか授業もやっております。

そして、スマホを持つ子どもたちが1時間でやめるとか、あるいは夜9時以降は使用しないなどといった自制心というんですか、ブレーキをかけるそういう力を子どもたちにつける必要があるのかなというふうに考えております。

市教育委員会としましては、各学校で児童・生徒、保護者、教職員が共同でそういうルールをつくったりとか、あるいは情報モラル教育をさらに進めていけるよう、市PTA連合会と協力しながら、さまざまな支援をしていきたいというふうに考えております。

また一方で、昨日の野並議員のご質問にもお答えしましたように、我が国は欧米先進国と比べますと、未成年へのスマホのフィルタリング機能とか、あるいは所持年齢の規制などという部分が甘いという実態がございます。本来、発育途上の子どもたちを守るための社会全体のルールがあつてしかるべきであるというふうに考えておりますが、この点に関しまして、青少年育成市民会議とか、あるいは少年センターなどとも連携しながら県や国へ要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） この件は、私も一人の親として非常に頭を悩ませている案件でございます。

昨年はPTA、市Pの一員としてスマホ会議という県のPTA事業をこの野洲市内で開催をいたしました。子どもたち自身が考え、議論し、まとめて、発表するというまさにスマホに関してのアクティブラーニングでした。

ここでわかったことは、気づかされたことは幾つかありますが、1つはどれだけすばらしいインパクトのある講演、あるいは子どもたち自身が考え導き出した内容があっても、1回のイベントで大きく改善するということはありません。もう一つは、このスマホ会議で子どもたちが数多く指摘した内容に、スマホにのめり込む大きな要因が親のスマホ依存であるというふうに訴えておりました。スマホに没頭するあまり、子どもたちとの会話がおざなりになっている等々、子どもたちから非常に耳の痛い指摘が数多くございました。このことから、今教育長おっしゃっていただいたさまざまな子どもへの啓発と共に、親自身に向けた啓発も重要かと思えます。なかなか親への啓発というのは難しいところですが、今後の方針等含めて、ご見解を伺えればと思えます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この点に関しましては、各学校ともPTA研修とか、あるいはいろんな機会を通じて保護者さんに啓発を行っているんですが、今東郷議員お話しのように非常に難しいところがございます。

私も校長時代、授業参観のときに回っていますと、子どもたちが勉強している横でスマホをいじってはる保護者さんがおられまして、もう外へ出てもらったりとかしていました。そういうふうな形で、非常に大きな課題かなというふうな本当に思っています。

これはなかなか小中学校だけでも難しい保護者対応というのか、そこの部分は難しいというふうに考えていますので、こども課と連携しながら、就学前の保護者さん向けにもさらにこういう啓発を進めていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

では次の質問に移ります。

通告している質問は、質問通告期限前の災害に関する検討・分析したのですが、このたびの21号の通過で感じましたことは、風への対策の必要です。これまで治水にはか

なり注力してまいりましたが、今後は風対策についてもご検討をお願いしたいと思います。

さて、7月の豪雨災害では、情報の重要性が浮き彫りになりました。避難指示が遅れて多くの犠牲者を生んでしまった地域、あるいは指示が出ていたにも関わらず、大丈夫だろうと安易な考えで自宅に残り被災した方、さらには防災無線の音が雨音にかき消され聞こえなかったケース、全てにおいて言えることですが、この世に絶対ということはありません。以上、情報伝達においてもあらゆる前提を取り払い検討する、あるいは従前の方法でよいか点検することが重要です。

そこでまず、現在野洲市において避難指示や勧告など避難情報の市民への伝達方法はどのようになっているか、また定期的な点検や演習などは実施されているか伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷克己議員のご質問の危機への備えについての1点目、避難情報の市民への伝達方法や機器の点検、演習の実施についてお答えいたします。

まず、避難指示や避難勧告などの避難情報の市民への伝達方法でございますが、防災行政無線での発信、またLアラート、これは災害時情報共有システムと申しまして、このLアラートを通じて情報発信し、ヤフーの災害情報発信や、NHKの緊急データ放送を行うものでございます。その他、対象自治会長への電話連絡や、広報車によります広報、また市のホームページを通じての災害情報の発信、市の災害情報のメール発信、そして携帯電話の緊急速報メールなどの多様な情報通信手段を用いて、市民の方への災害情報を伝達できるよう取り組んでいるところでございます。

次に、機器の定期的な点検や演習でございますが、防災行政無線は年間保守契約を締結しておりまして、障がい対応、ハードウェア製品の保守、予防保守といたしましては停電試験を含みます精密点検、また動作確認などの通常点検などを行っております。また、毎月17日の午後5時に「夕焼け小焼け」の試験放送を実施しますと共に、全国瞬時警報システム、これJアラートと申しますが、これの全国一斉情報伝達試験に参加をしております。今年度は4回情報伝達試験に参加する予定でございます。

そして、Lアラートにつきましても、毎年滋賀県のLアラート合同訓練に参加を行いまして、避難勧告・避難指示等の情報をNHK大津放送局データ放送、ヤフー掲示板への反映について確認を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 非常に複合的な伝達方法を考え、既に実施あるいは点検等もしておられるということで心強く感じたところであります。

また、これらに加えて、音の情報というのはその例えば放送されているときに聞こえなければそれで終わってしまうということがあります。さまざまな、今もご答弁いただいたように複合的にご案内はいただくんですけども、これらに加えて、例えばの話ですが、光を用いて回転灯、警告灯のようなものを各自治会ごと数カ所に配置する等のことも考えてもよいかないと考えますが、これに関していかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 東郷克己議員の再質問でございますが、光を用いて警告するという事は、各自治会館であるとか、そういうところにいわばライトを用いて警告するという、このような状況でございますか。

現在のところ、今こちらで考えておりますのは、先ほど申しましたような多様な手段を用いて繰り返し伝達することで避難を促すということを考えておりますので、現在のところ光を用いての警告というのは考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今申し上げました光警告灯等のようなものと申しますのは、つけっ放しにすることができるということで、誰しものがそこを見れば確認することができるという利点もございますので、今後の検討としていただければと思います。

次にまいります。

先日、豪雨被災地である岡山県総社市を訪ねて、危機管理室の方から現場の生の声を伺ってまいりました。この中で、反省点として最初に挙げられたのが避難情報をもっと早く出しておくべきだったというものでした。また続けて、行政の限界も指摘され、市民自ら状況を判断し、危険を回避するという重要性にも触れておられました。

この点、総合防災センターで先般2度に分けて行われた避難所開設運営研修は貴重な機会であったと思いますが、7月の豪雨災害を受けて避難情報をいつ、どのように出すか、また市民の防災意識、危機管理の啓発についてどう考えておられるか伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目のご質問、避難情報をいつ、どのように出

すのかということですが、市の地域防災計画、市水防計画などにも記載をしておりますが、土砂災害や河川の氾濫ごとの判断基準に基づき避難情報を出すこととしております。例えば、一級河川野洲川におきます避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断でございますが、洪水予報区間に氾濫注意情報、これは野洲川の水位が氾濫注意水位3.5メートルに到達したこのときに発表されるものでございますが、この氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき、または避難判断水位の4.3メートルに達したときとしております。

いずれにしても、このような判断基準はありますけれども、人命の保護を第一に、空振りを恐れず、躊躇なく発令することが基本と考えております。

次にご質問の、市民への防災意識、危機管理意識の啓発についてでございます。

年3回開催しております自主防災組織等リーダー研修会をはじめ、東消防署や市消防団と連携し実施されておられます各自治会の独自訓練等を通じて防災意識、危機管理意識の啓発に努めているところでございます。また、自主防災組織等リーダーの方々には、市が開催いたしました研修結果を地元自治会の方へ伝達していただくということをお願いしております。また、市のホームページにも研修結果、研修資料を掲載しておりまして、また、あわせて同様の内容を自治会の回覧により周知し、啓発に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 次に移ります。

避難所開設運営研修や、8月3日に大津で行われました大会、有事における一般廃棄物処理で異口同音に訴えられたのは、リーダーの必要性でございました。特に有事におけるでは、大規模災害直後は全ての機能が停止状態になり、全てと言っていいぐらい混乱に陥る。その中で、1つの問題に全体の意識が集中してしまうと、他のことがストップし、次の問題が発生する要因になる。1人のリーダーが全て決裁する体制ではなく、部署部署で決め、行動する体制が重要とのことでした。有事、特に大規模災害直後の混乱期における市職員の職務分担と指揮系統について、何らかのマニュアルはあるのか。また、災害発生のシミュレーションなどをされたことがあるのか、同様に自治会など各地域において重要な役割を担っていただくであろう組織の長や担当の方々に対し、先般の避難所研修のような機会を定期的、継続的に行う予定はあるか伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目のご質問の、3点ございましたまず1つ目でございますが、市職員の職務分担と指揮系統のマニュアルについてでございますが、市地域防災計画に基づき、地震災害の場合は防災初動マニュアル、水害時は水防計画、避難所設置運営につきましては災害対策本部福祉班行動マニュアル、これに基づき運用しているところでございます。

また、昨年度から災害時の業務継続計画の策定に取り組んでおりまして、具体的には各担当部署において、非常時に優先すべき業務について業務着手目標時期、必要人員、課題や対応策等を集中的に協議・検討いたしまして、今年度末には業務継続計画を作成する予定としております。

また、次年度以降、業務継続計画に基づく具体的な各業務の取り組み手順を定めた防災初動マニュアルの改正を行い、災害時の迅速な対応ができるよう進めたいと考えております。

2つ目の災害発生のシミュレーションなどを行っているかのご質問についてでございますが、市独自のシミュレーションは行っておりませんが、国、県が実施されたシミュレーションの結果をもとに、各種計画の防災・減災の対策を講じております。

次に、3つ目のご質問の先般の8月19日、26日のいずれも日曜日に開催いたしました避難所開設運営研修の定期的な、継続的な実施につきましては、地震、竜巻、豪雨、台風などの自然災害の頻度と強度が高まっている中におきまして、避難所は大規模災害時の生活再建のスタート地点となりますことから、市民による共助と避難所の自主運営の考え方の浸透を図るため、避難所の開設・運営訓練は継続して実施するべきものと考えております。

ただし、次年度以降におきましては、現在休止をしております総合防災訓練への組み込みなどを想定したもう少し簡易な避難所開設・運営訓練を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

何をするにもコストはかかりますが、こうしたことはやり過ぎということはないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に移ります。

大規模災害被災時には、各所でリーダーの役割が非常に重要という点についてお聞きいたしました。我々議員の役割も非常に重要になると考えています。また、情報やその伝達の重要性にも1つ目の質問で触れたところです。情報通信機器、タブレットを導入すれば、どこにいても最新の情報を受け取ることができ、さらに条例や議事録、市の取り組みなどあらゆる情報を記録し、持ち歩くことができ、さまざまな市民の問いかけに即答できます。

さらに、一昨日の台風の後の経験から申し上げますと、台風が夕方にはおさまったため、日没までのわずかな時間でしたが、市内の状況を確認に回り、電線が垂れ下がり、道を塞いでいたところと、神社の樹木がこけて枝が歩道を塞ぐと共に、電線にもたれかかっていたところの2カ所、それぞれ担当課に連絡を入れましたが、こうした際にも双方にタブレットが導入されていれば、位置情報や写真を送信することで、より正確な情報が素早く伝えることができ、さらに全議員が情報を共有し合えば、市内全体の情報を共有できるなど、危機管理の面からも非常に有効と考えておりますが、導入のお考えはないか伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、情報通信機器、タブレットの導入についてでございますが、危機管理の面からお答えをさせていただきます。

災害情報を伝達、あるいは収集するという目的としてタブレットの導入は、現在のところ考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 平時においてももちろん活用できるものでございますし、また一方で例えばコンピューター等は今当たり前のように使っているわけでございますが、これが導入された当初は手計算でコンピューターが信じられずに計算してたんやというふうなこともよく聞いております。振り返れば非常に雲泥の差があるんですけども、導入する前、あるいは直後はそのメリットがなかなか実感しにくいということもございます。ぜひ検討を進めていただければと思います。

次にまいります。

大会、有事におけるでは、大規模災害時における多量のごみ処理についてさまざまな角度から指摘がございました。特に問題になるのが、ふん尿と生ごみの処理ということでは

た。

先の避難所研修では、下水が使えるという前提での研修でございました。ワークショップ形式の研修であり、難し過ぎる設定はできないという面は理解できますが、東北や阪神などの巨大地震では、上下水道も被害を受け、東日本では1カ月間バキュームカーによるくみ取りを行ったという事例もあります。ちょっときつい写真ですが、モニターに映していただいでご覧いただければと思います。何となくわかっていただければと思います。和式のトイレです。足の踏み場もないくらい汚物が散乱しております。

ご覧のような状態になれば、完全に使用不能であり、トイレに行きたくないために飲む量、食べる量を減らすなど、災害関連死や関連疾病の大きな要因になります。

次の写真でございます。これは東日本大震災の際に、液状化現象でマンホールが大きく飛び出してしまったという写真でございます。

下水道施設被害の大きな要因に、地震による液状化現象が挙げられています。本市も琵琶湖沿岸に位置しているという上に、処理場自体も琵琶湖の人工島にあり、建設から20年以上経過しているという事情もあります。下水道が使用不能になったという前提に立った対応マニュアルや、具体的な処理スキームは存在するのでしょうか。また、下水道、上下水道の被害を最小限にとどめるための取り組みはされているのか伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、下水道が使用不可能になったという前提に立った対応マニュアルや具体的な処理スキームの存在と上下水道の被害を最小限にとどめる取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、対応マニュアルにつきましては、地震等の災害によりまして下水道の処理機能が停止した場合、公衆衛生に関わる諸問題が発生することが予測されます。

そうしたことから、下水道業務を中断させない、また、中断しても可能な限り短期間で業務を再開できる、このことを目的といたしまして、市地域防災計画及び市の下水道事業業務継続計画、地震編というのがございまして、これに基づき対応することとしております。

次に、上下水道の被害を最小限にとどめる取り組みにつきましてでございますが、現在、布設しています水道管は、水道施設耐震工法指針、これは日本水道協会が作成しているものでございますが、これに基づきまして耐震管または耐震性能を有するものを使用しております。

また、下水道施設につきましても、現在布設しております下水道管でございますが、県の設計積算基準に基づきまして、耐震管または耐震性能を有するものを使用しておりますと共に、液状化を考慮した埋め戻し工法、これは管周辺を砕石等で固めた工法でございますが、この工法によりまして適正な施設の構築に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

さまざまな対策もとっていただいているということでございますが、いずれにしましても100%ということは冒頭も申し上げましたとおりにないということで、繰り返しになりますが、万が一ということが起こり得るという前提でさまざまな検討を考えていただければと思います。

特に、下水道は環境負荷の点でもコスト的にも、あるいはトイレのにおいなど実際の利用者の視点から見ても大変優良な施設ですが、構造的に特に地震に弱い、あるいは洪水にも弱いという面もあわせ持っているかと思えます。

先に挙げた有事におけるという大会では、講師を務めた大岡代議士が、東北や新潟などでは震災後の下水道復旧までの一時期、海に流していたという裏話を紹介しつつ、滋賀県では琵琶湖に流すという選択肢はあり得ないと指摘され、今やどれだけ奥まった集落も下水道につなげるというこれまでの下水道整備方針ではなく、浄化槽で対応する地域を温存して備えとすべきといった現実的な対策を訴えていらっしゃいました。

危機管理と平時におけるコストをどうバランスをとるか難しいところですが、農業集落排水処理施設など、今ある施設を温存し、活用していくことはぜひとも検討すべきと考えますが、ご見解を伺います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市の場合は旧中主町は野田、安治、そして須原、堤、吉川、施設持っています。今回計画的に集落排水をお金をかけて今接続していますが、多分皆さん方が改選前だと思いますが、きちっと検証しまして幾つか残そうかということを考えてんですけど、私が指示をして。シミュレーションしたんですが、やはりコストの問題、そしてから本当にそれで問題が解決できるかということもありまして、結果的に全て公共下水道に接続することにいたしました。

それと、今大岡議員のことをおっしゃったんですが、常時その水質浄化の機能の低い合

併浄化槽を設置するという案は、これはどうかと思います。それと、いいご質問いただいていますから、もう徹底的にいろいろな検討しています。地震の問題もそうですし、平成25年の台風18号でも不明水がたくさん入ってきて、一時的に下水道とめました。去年も一部ちょっと使用の控えがありました。それで今何をしているかといいますと、私どもの案というよりは、県に委ねた結果、処理のレベルを落として放流すると。従来からやっているわけです。そのレベルを高めるということで、要求していたら、県は去年3億か4億勝手にバイパスポンプの予算をつけました。私たちはそれをとめて、あえて県民の皆さんに言った上で低レベル処理水を琵琶湖に流すことを議論して、そしてからやりました。誰もこれ琵琶湖第一と言いながら勝手に4億、5億、これは市町も負担するんですよ。ですけど、それは一応妥当と考えて、だから少しレベルは低いけれども琵琶湖に排水しよう。これによってかなりのカバーができますので、当然さっきおっしゃった東日本では特にひどかった幕張がひどかったんですけども、液状化起こりますが、今部長答えましたように、最大限その液状化対策をすると共に、不明水対策という下水道の能力を高めることよっての対応で、それ以上については安易に集落排水を残すという案で問題は解決しないだろうと思います。これはきちっと検証した上で議会に報告して、野洲市では4カ所については全て公共下水に接続するという方針をとっておりますので、今さら集落排水を残そうということは逆戻りになると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 非常に詳しくご丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。きちっとそのシミュレーション検討をした上でということでも私理解をさせていただきます。

次の質問に移ります。

野洲市の活性化への取り組みについて、国としても近年観光に非常に力を入れ、来日外国人旅行者、旅行客の増加は私たち自身も感じるところでございます。少し前までは日本にはエジプトやパリなどのような世界的な観光資源はなく、それほど観光客を呼び込めないと政府も国民も思い込んでいましたが、近年はおもてなしが大いに受け、観光は一大産業へと様変わりしています。

野洲市としても、多くの人にお越しいただき、本市の文化や市民との触れ合い、そして買い物や食事などをしていただければ、我が野洲市は潤い、活力が生まれてまいります。

野洲市は、北に琵琶湖、南には三上山、そして御上神社や兵主大社、妓王寺に錦織寺、銅鐸や磨崖仏等々コンパクトな地域に湖と山、歴史と文化が凝縮しており、非常に魅力的な観光資源を有しています。

しかし、滋賀県内の観光入込客数ベスト30の中に入る野洲市内の施設は、希望が丘文化公園だけです。ご承知のとおり、希望が丘は3市町にまたがる県の施設であり、野洲市のみでランク入りしている施設はありません。まだまだポテンシャルを発揮できていない状況であり、工夫次第で大きく花開く可能性は高いと言えます。

今回は、時間の関係から観光客に来てもらうための整備という点に絞って伺います。

兵主大社は創建1300年を迎え、日本遺産にも認定された由緒ある神社ですが、近年はサギなどが数多く営巣し、近隣住民から騒音やにおい、ふん害などの苦情が寄せられています。

これまでも神社と近隣住民による取り組みの他、野洲市としても環境保全、文化財保護の観点から関わってきたと承知しております。さまざまな制約があることも承知しておりますが、これまでの保全、保護という観点に加え、野洲市の発展、にぎわいづくり、観光推進という観点から、さらなる取り組みができないか伺います。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、東郷議員の兵主大社に関わる観光推進の取り組みについてということにお答えさせていただきます。

兵主大社の観光推進ということについては十分ご承知でございますけども、これまで常時的に国、県、市合わせて指定文化財が20近くあるということもありまして、協会のホームページ等において、観光スポット、あるいは観光のモデルコースの一環として紹介をしているということでございます。

事業におきましても、秋の紅葉のライトアップ事業の実施、また、ボランティア観光ガイド協会によるおいでやすハイキング事業の案内に生かすということで、これまで観光資源の大きな1つとして位置づけまして、野洲市への誘客を図っているというところでございます。

兵主大社自らも、宮司さんも非常に積極的、自立的な方で、兵主大社のゆるキャラ、「兵さま」、あるいは「シカまるクン」、そういったものをつくられたり、さまざまな取り組みを通して情報発信に自らも努められているというところでございます。

特に、議員ご質問にありますように、鎮座1300年ということを迎えられたことを契

機に、自転車で巡る「兵いち」御朱印巡りマップ、こんなものも作成されるなど取り組まれていますし、今では庭園の保存計画策定に向けて、自ら準備委員会を進められているというところがございます。

市におきましては、これを契機に歴史民俗資料館で特別展「兵主大社展―琵琶湖を渡ってきた神様―」、10月20日から12月2日まで開催して、貴重なご神宝を展示することで、その歴史と文化を紹介するということになっております。

また、「兵主大社と八ヶ崎神事」が日本遺産の認定をご質問のとおり受けられ、今後ますます注目が高まるというふうに思われることから、改めてその兵主大社のストーリー性、これを十分に生かしたいと、そのように思っています。特に琵琶湖との深い関係がありますことから、その情報発信の充実はもとより、湖岸の自然資源、また琵琶湖の幸などを一層生かすことはもちろんのこと、多彩な、今まで「えこっち・やす」さんとか、多彩な環境保全活動、また、きのう田中議員がおっしゃっていた農薬の問題と琵琶湖の問題というのは大きい関わりがありますので、そういった環境保全型農業の一層の推進、さらには農業排水路等の堰ですね、それを積み上げ方式にするなど、そういった工夫も考えながら関係者、あるいは関係部署と連携しながら、地域文化に裏打ちされて、その日常性というのは大事にしたいので、その日常性の中で地域の新しい価値、これをつくり出しながら観光のまちづくりを通じて市の活性化につなげていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 私自身も宮司さんから琵琶湖との関係性のお話ですとか、琵琶湖で行われた神事についてのお話等々お聞きしているところでありまして、これをいかにやはり広く対外的に伝えていくかという面でも、まだまだ改善、検討の余地は大きいのかと思っておりますので、継続的に取り組みをいただきたいと存じます。

あわせて、やっぱりたくさん来ていただくためには、そのための環境整備ということも重要な点かと思えます。冒頭申し上げました鳥の被害等々については、なかなかこれやったらいいというのが難しいところではあるかと思いますが、こうした取り組みの1つとしてもご認識をいただき、ご検討、また取り組みの方、合わせて推進していただきますようお願いをいたします。

では最後の質問に移ります。

ビワコマイアミランドについてお伺いをいたします。

ビワコマイアミランドマイアミ浜オートキャンプ場は、さまざまな経営努力の結果、大変人気を集め、経営的にも安定した状態となっています。先日見学してまいりましたが、素晴らしいロケーションに広大な敷地を活用し、広々とした区画、琵琶湖の眺望など非常に高いポテンシャルを持った施設と感じました。

先に紹介した観光入込者数ランキングベスト30やベストテンにもランクインできる能力があるのではないかと感じたところでございます。

一方で、より多くのお客様に來場していただくためには、改善すべき点も当然あります。最も大きな課題は、人手不足とトイレと伺っています。年中一定の來客があり、秋・冬のキャンプも素晴らしいんですよ等、お聞きしたところでございますが、やはりピークは夏休み期間であり、この期間のスタッフがどうしても足りず、回らない状況ということなのです。この人手不足ということもあり、トイレの清掃が追いつかず、特に日帰り利用施設のビワコマイアミランド側のトイレはかなり深刻な状況でございました。これは、この施設のトイレが微生物を利用した循環型トイレということもあり、清掃回数の減少が加速度的に汚れに結びついていると推察しています。より一層多くの方にこのキャンプ場のすばらしさを味わっていただくためには、この課題改善は避けて通れないと考えています。この課題についての認識と対応策についてご見解を伺います。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 東郷議員のビワコマイアミランドについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ビワコマイアミランドにつきましては、本市が筆頭株主となっておりまして、第三セクターである野洲市湖岸開発株式会社が運営している施設でございます。

まず1つ目の人手不足とトイレの課題ということでご質問ございました。

湖岸開発株式会社からその辺については伺っているところでございます。これらの課題につきましては、市といたしましても湖岸地域の活性化に影響を与えるものとして認識をしているところでございます。

対応策ということでございます。

まず1つ、人手不足の件でございますけれども、特に、ご指摘のとおり夏場の繁忙期における人材の確保・充実が課題であるということでも伺っておりますが、この対応策につきましては湖岸開発株式会社が経営判断すべきものと考えているところでございます。

次に、トイレのご質問でございます。特に一番マイアミ浜のオートキャンプ場内で県が

所有しているトイレが和式のくみ取り式でございまして、老朽化をしております。利用者から衛生面で不満の声も挙がっていると伺っております。

当該トイレの維持管理につきましては、市と県において自然公園施設管理委託契約を締結しておりますが、実質的には湖岸開発が行っているものでございます。こういったことから、市といたしましては衛生的で使いやすいトイレへの改修を所有者である県へ要望していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

筆頭株主とはいえ別団体ではございますが、一方で先ほどから申し上げておりますとおり、非常に有望な施設であること、また野洲全体の観光資源の有効活用、あるいはさらにはそれを通じた活性化という観点に立って、市としても積極的に検討なり情報発信なり進めていただきたいと思っております。

かく言う私自身も積極的にまた関わって、よい方向に少しずつでも進んでいくように取り組んでまいりたいと思っておりますので、合わせてお願いしたいと思っております。

これにて終わります。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時38分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第9号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

まずはじめに、野洲川流域のダム、頭首工及び落差工とその安全対策についてお聞きします。

野洲川流域には、それぞれ目的の違ったダム、頭首工、落差工が設置されています。近年の豪雨被害が大きな社会問題となっておりますが、滋賀県の中でも野洲は比較的大きな災害には見舞われていません。しかし、今日の地球温暖化の影響もあり、局部的災害が多く発生しており、想定外に対しても万全の対策がますます求められています。

そこで、市民の命と安全を守る上から、以下の質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、野洲川ダムと青土ダムの設置目的を問います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 工藤議員の野洲川流域のダム、頭首工、落差工と安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、野洲川ダムでございますが、こちらはかんがい目的で設置をされております。また、青土ダムにつきましては洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の供給を目的として設置されているものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今おっしゃっていただきました内容の他に、この野洲川ダムと青土ダム、こちらの方の管理主体はどこにあるのかをお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それぞれのダムの管理主体でございますが、野洲川ダムは国の事業により整備された土地改良施設でございますが、管理は甲賀市がされておられます。それから青土ダムでございますが、こちらは滋賀県の管理となっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 基本的には、この野洲川ダムが農業という目的と、それから青土ダムが洪水対策が基本となるという内容になるかと思うんですが、このそれぞれの管理主体というのは今おっしゃっていただきました。ここで聞きたいのが、緊急放流が行われるこの状況というのはどういったときに行われるのか、この条件下での内容をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 緊急放流でございますが、まず、野洲川ダムはかんがい目的のダムでございますので、降雨等によりまして緊急的に放流されることはないということでございます。

続きまして、青土ダムでございますが、こちらにつきましては管理者が定める操作規則によりまして、ダムへの流入量が洪水調整容量を超えることが見込まれた場合、放水が開始されるということでございます。

なお、これまで青土ダムで昭和63年に整備をされておりますが、それ以降洪水調整容量を超えたことがないということで、放水されたことは一度もないというふう聞いてお

ります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 再質問といたしまして、この青土ダムですが、緊急放流がされるときの条件といたしまして、内容が今おっしゃっていただいたようなマニュアルのもとで行われると。現実に緊急放流が行われるときに、下流域への連絡網体制、これはどういうふうな体制で実際行われるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 規定等によりますと、放流される1時間前に対象となる地域は現在の甲賀市さんのエリアの中の関係機関のところと県の方に連絡が行くということでございます。また、ダムの方にサイレンがございまして、放流する約9分前から放流までの間、サイレンがずっと鳴っているということになっているようでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） そうしますと、青土ダムからこの野洲の地域というのは相当離れていますけども、それぞれ大雨等が起きたときに野洲川の方も結構増水してくると、こういった中で緊急放流も当然起こってくる予測がされるわけですけども、野洲の方へはこの連絡網というのは何も来ないのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ダムの放流によりまして影響を受けるエリアというのは、当然おっしゃるように下流ずっとあるかと思うんですが、特に途中で幾つか支流が合流してまいりますので、必ずしもダムの影響のみといった形での判断ができない部分があるということで、お聞きしておりますのは、先ほど申し上げましたエリアで連絡をされるというふうに聞いております。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） そうしますと、増水が起きている中にこの緊急放流が行われたときの影響というのは、この野洲市には何ら影響を受けないということになるのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 全く影響がないということはそれは当然ないとは思いま

すけれども、先ほど申し上げましたように途中で合流する川等もたくさんございますし、それはどういうんでしょうか、実際に野洲にも野洲川の観測所がございますので、その水位というのは当然私どもも注視をしておりますし、また琵琶湖河川事務所が野洲川の方の直轄区間の管理者でございますけれども、そういった緊急を要するような水位の上昇等があるようなときには、またそういった連絡が入るといようなことになってございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 冒頭で述べましたように、最近の豪雨というのは局地的に発生しております。そういったことから、例えば極端なことを言いますと、この野洲川地域に雨降ってない。しかし、この野洲川上流における鈴鹿山系の方にはたくさん雨が降って豪雨状態だと、これに似たようなことも最近起きているんですが、そういったときに、野洲川の方に放流されているというのが知らされないということになるのは非常に安全上問題があるかと思うんですけども、まだ過去1回もその放流の実績がないということから、現実起きるとい想定の中でやっぱり野洲市としてもこの放流のときに何らかの緊急の連絡が来る体制を敷くと、また敷いてもらうということが必要かと思うんですけども、なければ今後そういった点の検討をする必要があるかと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほど申し上げましたように、関係機関の中には当然川の下流で管理をされている琵琶湖河川事務所が含まれますので、琵琶湖河川事務所を經由して情報が入ってくるということはあると思います。ここはまた確認をしておきますけれども、そのように認識しております。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 次にですけども、野洲川の方の氾濫というのを想定したハザードマップ、洪水のハザードマップが出されております。この中では、あくまでも氾濫の想定が書かれて、文章的には一部決壊ということも載っている部分があるわけですけども、実際にこの野洲川の決壊というのが想定されるのか、またそれによる危険箇所というのはどういったところでこの決壊のおそれがあるというふうな、そういった内容というのは何かつかんでおりますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 今おっしゃっていただきましたように、琵琶湖河川事務所の方で洪水浸水想定区域図というのを作成しておられます。確認をさせていただきますし

たところ、当然策定にあたりまして堤防の決壊というのは想定の中に入っていると。ただ、その箇所というのは特定の箇所ではなくて、あらゆる箇所で決壊することを想定して、それを重ね合わせてこの浸水想定区域図を作成しているというふうに伺っておりますので、特定の箇所というのは私どもではわかりません。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） これ、ハザードマップ、野洲が発行しているこの一枚物の裏面の洪水及びもう一つの裏面は地震に関するハザードマップ、これが今出されております。それと同時に、平成19年度発行されました保存版野洲市の防災マップ、こちらも保存版として家庭の方に配られております。この平成19年に発行されました防災マップ、内容が非常に充実していてわかりやすく書かれておるわけですが、平成19年に発行されたこの防災マップ、それ以後この野洲市に居住をしてこられる方、そういった方にはこの防災マップというのは渡っているのでしょうか。これについては先に申し上げますけれども、実は私の家庭にも前もらったことがありまして、探したんですけど、先日見つからなくて担当課の方に予備をもらいに行きました。しかし、現実にはもうこれは在庫がないと、現時点で。ということで、次、平成32年でしたか発行予定だということをお聞きしているんです。ですので、新しく平成19年以降に野洲住民になられた方、こういった方々へのこの配布状況はどうなっていたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 19年発行しましてからは、今おっしゃっていただきました19年版の防災マップを市民課の窓口の方で転入いただきました場合には配布をさせていただいているということでございます。

また、その後新しい今おっしゃっていただきましたマップの方を作成しておりますので、現在はそちらの方を配布させていただいているという状況でございます。

ただいまおっしゃっていただきましたように、19年度版の方が内容が充実していいというふうなご意見も頂戴いたしましたので、次期改訂しますときにはそういったご意見も踏まえまして、また作成内容につきまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 質問のついででお聞きします。

次に、今このマップが次つくられる予定という中に、ぜひともお願いしたい点があるんですが、こちら一枚物のマップにつきましては、防災無線のある場所が記載されてお

ます。今回防災マップが次つくられるとしたら、防災無線の基地ですね、こちらの方もぜひ追記をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長、補足説明で。

○市長（山仲善彰君） 今一枚物、その19年の県が中小河川の浸水想定も入れて今の新しい、そこに変えました。そのときも庁内議論とコンサル入れて、冊子だと見にくいので、私はどちらもいいと思ったんですけども、簡便な方がいいと、張っておいてもらったり出してもいいということなので、その19年版を改訂じゃなしに、19年版は今上書きされて今工藤議員が持っておられる一枚物になっているわけです。ごちゃごちゃ書いてある…。そうです、そうです。だから、その19年版を改訂するという話と違って、その情報は新しい情報が入っていません。一枚物の裏表で全ての情報を盛り込もうということで、専門機関もそれをいいということでそうなっているので、簡略版をつくったわけではないです。だから、今度はそれを今の一枚物を改定するときはどうするか、19年度版はだからもう当然廃棄でないのでお配りしてない。新しい住民にはその新しいものを野洲市のハザードマップとしてお配りしているということです。だから、冊子がいいと思われるんだったらまた冊子も検討の余地ありますが、どちらも意見あるわけですよ。ぺらぺらぺら繰っているよりは、場合によったら張っておくとか、一枚物にした方がいいということがあったので、新しい方はそういう一枚物になっていますから。工藤議員みたいに熱心な方は読まれるかもわかりませんが、一枚物にしてほしいという意見もあったのでそうなっています。それでよろしいですね。ですから、新しい防災無線とかも情報を上書きしているわけです。

それと、先ほどの野洲川の一番危ないのは国が認識していますのは、右岸、南櫻、名神高速のつけ根のところ、それで今国はそこを対策しています。一番今弱いのはそこが弱いところになっています。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今市長からお答えいただきましたけども、私この今発行もうされないという保存版、これは仮に市長の名前を出して申しわけありませんけども、急傾斜地なんかの警戒区域のところがこのマップでは確かに示されております。しかし、現実に細かく自分が住んでいるところ、例えば私が東林寺とか山寺とかああいったところに住んでいるときに、詳しく見ようと思ったらやはりこの保存版、これが非常にやっぱりわかりやすいと思うんです。もう一つは、この中にも説明書き、詳しくされております。実際の

避難するときとか、野洲川の例えば河床がどのような状況にある、氾濫したときはどうなるというようなこと、それから注意書き、こういうのが書かれておまして、これは非常に私は勉強になるし、自分の身を守るためにはこれは確かにいいものだなというふうに思いますので、ぜひ今後検討を加えていただけるものでしたら、この冊子版というのをもう一度どこかで検討をお願いしたいというふうに思います。

引き続きまして質問いたしますが、この問題で先ほど言いました防災無線に関してですが、防災無線に関しましては午前中東郷議員の質問の中で答弁されておりました。防災無線で試験的にも音楽流れています。これも私確かに何度か聞いたことがあります。しかし、現実には先ほど答えていただきました内容の中でもありましたように、雨音、それから私が一番心配しているのは風向きです。ほとんどが風向きによって音が聞こえるか聞こえないかがあるので、この防災無線については今の数というのがもう限定なのか、それとも今後何らかの形で加えられていくのか、その点、今の現時点でおわかりになるのであればお答えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、工藤議員のご質問の防災無線の考え方でございますけれども、今現在各自治会等に84基ですね、つけております。それも幾つかラップと申しますか、スピーカーがありまして、方向をつけておりますけれども、これもその大きさによってどこまでの距離というのを計算した上で今地図上に落としております。今の状況で全部放送した場合には聞こえるというような形になっておりますので、今のところ、これ以上ふやすということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今お答えいただきました。数については確かにたくさんバランスよく配置されていると思うんです。しかし、現実には聞こえない地域もあるということをご存知になっていただきたいというふうに思います。

そこで、この防災無線はあくまでも聞こえる方という方が対象です。それで、耳の不自由な聴覚障がい者の方にはこれは役に立たないんですけども、この聴覚障がい者の方、こういった方々のためにはこの防災無線との関連、どういうふうにお考えか、考えがありましたらお聞きしたいんですが。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、障がいをお持ちの方であるとかの方に関しての防災無線のあり方ですけれども、要配慮者のご家庭につきましては、個別受信機というものを配布させていただいております。聴覚障がいの方につきましても個別受信機で文字が出るような形でご自宅に置いていただいているという状況がございますので、そのような制度もございますので、必要があれば申請等いただければと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

それでは次に、2点目として質問させていただきます。

水口頭首工と石部頭首工、こちらの方のそれぞれの目的についてお聞きします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、水口頭首工と石部頭首工の設置目的ということでございます。

どちらもかんがい目的の設置された施設でございます。水口頭首工は甲賀市、湖南市、そして石部頭首工は栗東市、守山市、野洲市のそれぞれのエリアに取水するための施設でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今回答いただきました。そうしますと、もうはっきりとこれは他のダムとかと違うというのがこれではっきりしているわけですね。あくまでも農業かんがい用ということですね。

それでは次に、3点目につきまして、野洲川の落差工についても同じように設置目的についてお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 野洲川の落差工でございますが、野洲川放水路事業の一環として設置されたものでございまして、河口から河床を約2メートル掘り下げて整備いたしました新しい河川と本川とを接続するために設けられました河川管理施設でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この落差工につきましては、たくさんの方が今まで遊びにいか

れて利用された人たちがここにもおられるかと思えます。私も何度かアユ釣り等に行きました。

この落差工の水の落ちるたたき部、こちらの方が深くなっていて、過去にも事故が何件か発生して、そのたびに対策を立てていただいております。ここの対策につきまして、昨年度も見回りといいますか、巡視の方をふやされて巡視をしていただいているわけですが、まだ人数は減ったといえどもたくさんの方が注意等を受けておられます。こちらの落差工のところの安全問題について、現状どういったことが今されているのか、それを少し教えていただきたいなと思えます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 落差工の安全対策でございますが、管理は直轄河川でございますので琵琶湖河川事務所が管理をされておられます。そちらの方で確認をさせていただいた内容でございますが、過去の水難事故の反省を踏まえまして、管理者でございます琵琶湖河川事務所において立入防止柵の設置、看板の設置、危ないですよということを啓発する看板でございますね、の設置ですね、それから小中学校にそういった内容のポスターを貼るなどの啓発活動をされておられます。それから今おっしゃっていただきましたように、巡視員の方ですね、2名の方が注意喚起を行っておられるということでございます。

本年度につきましても、特にこの夏休み期間中でございますが、7月21日から8月31日まで、9時から17時までの間におきましては、監視員を1名設けまして、落差工のところに常駐ということで啓発活動を行っておられるということでございます。

また、立入者に対しまして立入禁止の警報の放送をされているとか、警察と連携をすることにより対策強化を図っているということでお伺いしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この落差工のところで進入したらだめだということで、巡視員の方が注意をしたりされているのが、釣りや投網、こういってことで注意を受けた人が昨年度で約500人の方が注意勧告を受けておられます。あの場所につきましては非常に人気があるということで、たくさんの方が来られるわけですが、毎年確かに減っているのも現実です。これからもぜひ事故等が発生しないように続けていただきたいということをお願いしておきます。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目といたしましては、土砂災害対策についてです。

野洲市におきましては、先ほど申し上げました洪水ハザードマップが発行されております。ここには土砂災害危険箇所等が示されています。また、急傾斜地の崩壊と土石流の特別警戒区域、災害警戒区域が詳細に示されていて、市民の皆さんへの注意喚起が記載されております。また、普通ダムは水をためるのを目的とし、土砂をためることや、河床勾配を緩やかにし、川の浸食を防ぎ、その結果、災害防止につながる砂防ダムが野洲市には22カ所設置されております。大篠原には12、小篠原2、南櫻5、北櫻、辻町、小堤それぞれ1となっております。また、現在建設中の妓王井川支流も三上もありますが、土砂災害対策に対しまして次の質問をさせていただきます。

この野洲における急傾斜地に対する安全対策の見解をお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、工藤議員の土砂災害対策についての急傾斜地に対する安全対策の見解のご質問にお答えをさせていただきます。

急傾斜地の安全対策は重要であるというふうに考えております。このことから、まずハード対策といたしまして、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、滋賀県が急傾斜地の崖の傾斜角度が30度以上で、かつ高さが5メートル以上のもの、また公共施設・人家の保全のため、崩壊防止設備の設置、または一定の行為制限が必要と認められる土地につきましては、急傾斜地崩壊危険区域として指定をされておられます。

この急傾斜地崩壊危険区域内で崖の高さが10メートル以上あり、かつ保全人家が10戸以上となる本市の三上地区の東林寺、山出地先で3カ所におきまして、安全対策として滋賀県が事業主体となり、平成14年度から21年度の事業期間で土どめ擁壁等の施工をいただいているところでございます。

また、ソフト対策といたしまして、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法でございしますが、これに基づきまして、滋賀県が土砂災害のおそれがある区域は土砂災害警戒区域と指定し、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域は土砂災害特別警戒区域と指定されています。市内ではこの急傾斜の土砂災害警戒区域が29カ所、そのうち特別

警戒区域が25カ所指定をされております。

なお、本市では人家が近接しております妙光寺、三上、南櫻、北櫻、入町地先の急傾斜地を水防パトロールの重要確認ポイントと位置づけており、台風ですとか豪雨のときには地山の斜面状況や湧き水の状況を目視確認いたしまして、異常が認められる場合には速やかに自治会や住民の方に避難の連絡を行っております。また、一定の危険性が見込まれる場合には自主避難所の開設を行い、受け入れ態勢をとっております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この土砂災害につきましては、非常に危険な傾斜地というのが野洲に意外と多いのがこのマップでもわかります。また、滋賀県下におきましても4,910カ所の危険箇所があるというのも指摘されております。それに対する整備率というのがまだ滋賀県下でも2割程度ということで、整備が非常に進んでないということも指摘されておるわけですが、安全対策については先ほど述べられましたパトロール等での実施ということをされているということですが、今回、昨日の21号及び20号、こういったところで現実に何名の方がこういうパトロールに出られたのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 態勢といたしましては、基本的にそのときの状況によりまして変わってまいります。まず、水防指導班といたしまして、道路河川課と国・県事業対策室の方で3班編成をしております。こちらの方がまず先行的に状況確認等させていただいております。必要に応じまして、水防班職員を10班に編成しておりますけれども、その水防班の方の招集をし、パトロール等を行っているところでございます。

先般の20号のときには、済みません、まず今の21号のときには水防班1班を招集いたしまして、パトロール巡視等を行っております。前回は2班の招集を、済みません、ちょっとその前の長雨もございましたのでちょっと混乱しておりますけれども、ちょっとまた確認をさせていただきますが、どちらかで2班の招集をして対応していたという実績がございます。ちょっと20号のときがどうだったのか、再度また確認をしましてお答えさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 引き続きまして2番目で質問をさせていただきたいんですが、今後の具体的なこの設置計画箇所につきまして、これは砂防ダムも次に質問する予定なん

ですけれども、これと合わせてでも結構ですので、計画箇所があれば、その内容をお聞かせ願いたいというように思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 次の砂防ダムの方も含めてということでございますか。わかりました。

それでは、今後の具体的な計画箇所ということで、まず最初の方は急傾斜地崩壊対策事業のことでお聞きをいただいていると思いますが、こちらの方につきまして、現在本市では具体的な計画はないということでございます。

それから先のご質問の方でお聞きをいただいております砂防ダムの方でございますね、こちらにつきましては、こちらの方も計画ということでございますと、現時点では具体的にはないということでございます。土砂災害警戒区域内の個々の保全施設、こちらの方は一定公共施設ですとか、公共施設の中にも避難所になるところ、学校、あるいは要介護施設ですとか、そういった施設があるところを優先して行っていくような採択要件になってございます。現在のところは、先ほど申し上げましたように具体的な計画はございませんけれども、土砂災害警戒区域内の個々の保全施設の状況等踏まえながら、また必要な事業化に向けて県の方と協議をしていきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

次に、3番と4番は合わせて質問いたします。

警戒区域への居住者への注意喚起、これはマップ以外の施策があるのかということをごここで聞きしたかったんですが、先ほど一部これについては述べていただきました。さらに、これにつけ加えまして避難情報の発信対策、こういうのが現実的にどのような体制で行われるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 済みません、合わせてというふうにおっしゃっていただいたんですけども、避難情報の発信につきましてはちょっとこの後市民部長の方から答弁をさせていただきたいと思いますので、まず最初の3番の方のマップ以外の施策につきまして私の方からご答弁をさせていただきます。

滋賀県では土砂災害警戒区域等に指定をする際に、当該区域の住民の方に対しまして、

事前に住民説明を行ったり、自治会内の回覧により周知をされているところでございます。

また、希望される地域の方ですとか職員の方などさまざまな方を対象にいたしまして、土砂災害の特徴や土砂災害から身を守ることを理解していただくために、砂防出前講座というものを開催されておられます。実績といたしまして確認いたしましたところ、昨年度は県内で25件の実績があるということで、本市におきましては桜生で1回開催をされておられるということでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 避難情報、市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、避難情報の発信対策ということでお答えいたします。

避難情報の発信対策でございますけれども、昨日の東郷克己議員のお答えとも少し重なりますけれども、避難情報につきましては、市地域防災計画に記載の土砂災害に対する判断基準、これがございますので、それに基づき避難勧告などの避難情報を防災行政無線、あるいはLアラートを通じてのヤフーの災害情報、NHKの緊急データ放送、また対象自治会への電話連絡や広報車による広報、市のホームページ、市災害の情報発信メール、緊急速報メールなどで多様な情報通信の手段を用いて災害情報を伝達するように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

そうしましたら次、砂防ダムについてお聞きいたします。

現在の砂防ダムの管理体制、あわせて前回資料をちょっといただいたんですが、砂防ダムの数についてもあわせてお願いをしたいというように思います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 砂防ダムの管理体制でございますが、施設管理者でございます滋賀県に確認をいたしましたところ、台風や地震等の災害後において砂防堰堤の点検を実施いただいております。点検の結果によりまして修繕が必要と判断された場合、順次補修作業をされているというところでございます。

また、滋賀県が委嘱をされている砂防指定現地見張り員、本市の方では3人おられますけれども、これによります砂防堰堤の点検が行われており、月2回の巡視と大雨、台風接

近時など災害発生が予測される時は適宜巡視をいただいているというところでございます。

それと、ダムの数につきましては22カ所でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 砂防ダムの22カ所は私冒頭にも確かに言いました。この砂防ダムなんですけど、現実には市が直接管理されてないということは重々承知しているわけですけども、この砂防ダムの種類についても、1種類でなくて何種類かあるということをお勉強させてもらっているんですけども、現在のこの砂防ダムの土砂のたまり具合というのにつきましては、市としては何らかの形で情報等はつかんでおられるのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほど申し上げましたように、管理につきましては直接県の方が行っていただいておりますので、市が現地を直接確認するということは行ってございません。

その中で補修等されるというふうなことになるましたら、そういった情報はいただいておりますので、そこで県の方と連携をさせていただいているということでございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 県の方にもお願いをしていただきたいんですが、土砂災害のこの防止をするための砂防ダム、結構各地でこの砂防ダムには土砂がたまっていると。そのために新しくつくる方が浚渫をするよりも安価になるということが記載されております。そのために、ひどい地域では次から次に上流へ向かってこの砂防ダムが建設されるような次第です。そういった点で、この点検につきましては今後もさらに県の方に伝えていただいて、十分事故が発生しないような対策をとっていただくようにこれからもお願いをしたいというように思います。

（発言する者あり）

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 失礼しました。

先ほどお尋ねいただきました台風20号と21号のときの水防パトロール等の態勢のご質問でございますが、まず20号が8月23日でございますが、水防指導班が11名、水防班はこの日は23日ですので3班、1班を招集させていただいております、13名と

合計24名で当たらせていただいております。

それから、21号、9月4日でございますが、こちらにつきましては水防の当日の3班、これを招集させていただきました。15名でございます。それから、翌日当然かなり強風でございましたので、道路の上に倒木があったりとか、看板がこけていたりとかいうのもございますし、またいろんな木の葉が道路上にたまっているというふうな状況等結構散見される状況でございましたので、そういった後の対応をするために4班の水防班の招集をさせていただきます。こちら14名でございます。2日間合わせまして29名で対応させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

担当者の方、大変ご苦労されたことに敬意を表しておきます。これからも市民の命を守るために、ぜひご活躍をしていただくようお願いいたします。

次、3点目に移らせていただきます。

生活保護世帯の熱中症対策について質問させていただきます。

今年は、例年より早い梅雨明けから猛暑、酷暑が続きました。命に危険が及ぶレベルで災害と認識していると気象庁が述べたことは大変印象的でした。また、熱中症で搬送された人数も過去最高に上り、多くの方も残念ながら亡くなられております。

厚労省は、6月27日に今年度から新たに生活保護利用を開始した世帯を対象に、一定条件を満たす場合にはエアコン購入費5万円などの支給を認める通知を出しました。しかし、今年4月以前からの生活保護利用者は対象外とし、エアコンのない世帯には支給されない制度となっております。猛暑、酷暑の峠を越えたといえど、現在もまだまだ厳しい残暑が続く予想がされております。

こういった中で、熱中症による犠牲者を出さないための野洲市を目指し、下記の質問をいたします。

まず1点目、厚労省通知に係り、県も7月31日及び8月1日に各福祉事務所に連絡され、加えて厚労省は8月2日付で再周知依頼の通達が出されました。これに関しましての当局での対応状況を問います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、工藤議員の生活保護世帯の熱中症対策につい

てのご質問にお答えいたします。

まず1点目の厚生労働省通知の対応状況のご質問につきましては、本市では厚生労働省からの通知を受け、生活保護担当、ケースワーカーと査察員が2種類の職員がおりますが、主にケースワーカーということになります。この者たちが受給世帯への生活状況を確認するための居宅訪問時でありますとか来所されたとき、また、電話のときに熱中症予防の注意喚起を行うと共に、冷房器具の購入に対する一時扶助が追加された家具什器費の見直し内容について、冷房器具が必要とされる世帯に対し周知を行ったところでございます。

特に、高齢者や障がい者等身体状況により配慮が必要と思われる方々に対しては、別途社会福祉課に嘱託の保健指導員がおりますが、この者から訪問や電話により、熱中症予防のための具体的な対策や注意事項を伝えるなど、個別の状況に応じた対応を行っております。

生活保護制度は、生活の保障と共に世帯の自立を助長することを目的に支援を行っているものであることから、それぞれの世帯の居住環境や被保護者を取り巻く社会的な環境を踏まえて、担当するケースワーカーなどがトータル的なサポートを行っているものでございまして、今回の通知を踏まえた支援の中でも、今日までに特に問題等は発生しておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 生活保護につきましての考え方について若干意見を言いたいんですが、生活保護を受けるのは当然国民としての権利だということを再三私ども共産党からも過去申し上げてきました。このエアコンにつきまして、もうこの時代におきましては各家庭に当然あるべきものというのがこの時代の流れではないかと思っております。

そのような中でお聞きします。再質問いたします。この生活保護世帯のエアコンの補助に対する問題ですけれども、エアコンがない世帯数と人数についての把握をされているのか。また、今回の制度によりまして、今回設置された世帯というのは何世帯あるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、再度の質問にお答えをいたします。

本制度の見直しによりまして、4月以降新たな適用で支給してエアコン設置をされた世帯が1世帯ございます。

それから、貸し付けによる設置をされた世帯、貸し付けという場合は通常収入認定をするわけですが、この場合は収入認定の対象除外ということになります。その世帯の設置が1世帯、計2世帯ということでございます。

それから、全体の話になりますが、新規世帯、これまで基準日以後ですが、12世帯のうち既に設置をいただいております世帯につきましては7世帯でございます。

それから、入院とか入所の世帯がございまして、それはもう施設等に入所されておられるということで対象外というか、帰ってこられた場合はまた別になるんですが、4世帯は施設等におられるということでございます。

それから、新規以外の世帯につきましては、合計では152世帯ございまして、未設置の世帯につきましてはそのうち16世帯ということになっております。

それから、入所等のいわゆる対象外の状態にある世帯につきましては19世帯ということになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今数字をおっしゃっていただきました。数値の中に、この調査をされたときに設置ができない理由という、設置しないというふうに言った方がいいのかどうかわかりませんが、そういった方々の意見が出ているかと思うんですけども、その内容についてお聞かせをお願いできますか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 再度の質問にお答えいたします。

個別具体の個々の話は今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまたお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 国のこの施策につきましては条件がつけられております。そのために、新しくこの生活保護世帯の認定を受けられた方はまだいいんですが、それまでに受けた方、4月以前の方に適用がされないという制度になっているわけですが、ぜひこの点につきましては国・県へ要望していただいて、どの世帯にもこのクーラーの設置に対する扶助が行っていただけるように意見を伝えていただきたいと思います。市民の命を守るためには、どうしてもこのエアコンというのはもう必要な品物というふうになってきております。ぜひ市としてもこの問題については何らかの補助、国・県が行う前に市とし

てもできることを実施していただきたいというふうに思います。

2点目といたしまして、実際にはこの5万円の一時扶助という国のこの制度では、現実にはエアコン購入及び設置するための工事費、これらがこの5万円では実施できないということは皆さんもご承知のとおりだと思います。この点につきましては、先ほど述べた内容とも同じですが、国・県に対しまして補助を求めるということを実施していただくということで、ぜひ市としても動いていただきたいというふうに思います。あわせて、市としても独自の補助というものを検討されたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、続きまして2点目のエアコン購入費の限度額超過分の国・県への助成要望及び市の独自補助のご質問についてのお答えをさせていただきます。

今回のエアコン設置に係る制度改正につきましては、工事費用も別途支給が可能となっておりますので、設置に係る費用としての限度額5万円での購入は十分可能であると考えております。設置費別ということは、例えば1万数千円、あるいは2万近くかかれば5万にプラスアルファされるということになっております。ということで、実際に新規購入された世帯におかれましては限度額以内で購入をされております。

ただし、世帯構成員の実態、多人数のご家族もございますので、そういった方々の部屋の状況によっては、世帯で1台では十分なものとは言えない面も考えられますので、実情により、ケースに応じた適用の拡大が必要であるというふうにも思っておりますので、こうしたことについては機会を捉えて国や県に伝えてまいりたいというふうに考えております。

なお、生活保護制度は、法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、その構築においては被保護世帯の実情によりケースに応じた柔軟な適用をさらに拡大する必要があると思われる事項もあり、その点については、本来国が責任を持って運用の拡大等制度化すべきものであると考えておりますことから、ご質問の限度額を超える部分につきましては、市が独自に補完的に補助制度を設けるということは、本来的には適当ではないと考えておりますので、これにつきましては繰り返しになりますが、国・県の方に要望を重ねてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今お答えいただいたのは、設置費用も出るということになるんですか。5万円プラスアルファで。

（「そういうことです」の声あり）

○13番（工藤義明君） そういうことでしたら、私がちょっと不勉強な点だったかと思えます。大変申しわけないんですけど、こちらの方でもさらにちょっと調べてみたいと思えます。ありがとうございました。

次に、3点目といたしまして、この厚労省の通知、この内容に対して該当しない世帯に対しても人命最優先の対策ということで国・県に求めるということ、市としてもぜひこれからも強く声を上げていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 続きます。3点目の厚生労働省通知の非該当世帯への対応のご質問につきましては、今回の制度改正では、適用日以後に保護を受給するようになった世帯で、冷房器具が未設置の場合等において必要な扶助を行い、熱中症対策を進めようとするもので、適用日前から保護を受給している等、通知の非該当世帯においても、世帯の状況から冷房器具の設置が必要と考えられる場合もあると認識をいたしております。

ただし、制度につきましては2点目のご質問で回答いたしましたとおり、国が責任を持って制度化すべきものであると考えておりますことから、市が独自に補助制度を設けることは適当ではないと考えておりますので、現状については先ほどお答えしましたとおり、機会を捉えて国や県に伝えてまいりたいと考えております。

なお、通知の非該当世帯で冷房器具の設置が必要な場合は、社会福祉協議会の貸し付け等の相談が受けられるよう案内しているところであり、この貸し付けについては制度上の収入として認定せず、保護費は減額されない取り扱いとなっております。

また、貸し付けを行います社会福祉協議会におきましても、分割による返済等、保護受給世帯の生活を圧迫しないよう相談に応じていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 引き続きまして、そうしますと4点目に移らせていただきます。

エアコンが現実には設置されていまして、電気料金を心配されて、使用を我慢されていると、こういう実態も現実にあります。安心して使用できるよう、冬季加算と同様の考えのもとに夏季加算をつくるように国に要請されると共に、市として独自の補助、これをぜ

ひ検討されたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、4点目の夏季加算創設の国への要請及び市の独自補助のご質問につきましては、生活保護制度は、法に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、市はあくまでも国が定める規定に基づいて、適正な運用、支給に努めていく保護の実施機関であることから、市独自の補助制度を設けることは適当ではないと考えております。

なお、夏季加算につきましては、気象条件も大きく影響される他、被保護世帯の身体的な状況等によりまして、1日の大半を自宅で過ごし、夏場は冷房器具の連続使用が必要な場合、電気使用が生活費を圧迫することも想定されることがあることから、世帯により必要な場合もあり得る加算であるとは考えますが、冬季加算のように全ての世帯に適用する制度には至らないものであると考えております。

したがって、これも柔軟な対応が必要な項目であることは、機会を捉えて国や県に伝えてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 現実には、この電気代が心配されて、7月の29日に札幌市におけるマンションで60歳代の女性が熱中症で死亡されております。現実にもこうやって電気代を心配されて、特に年配者の方が電気を始末するという考え方が基本にあるものから、我慢の限界を超えるまでこのエアコンのスイッチを入れられないというようなことで、現実にも事故が起きております。今答弁をしていただきましたように、夏季加算、こういった現実ある中で、ぜひこの夏季加算を国・県に要望していただくと共に、市としても現実に命を守るという上から考えを持っていただきたいというふうに思います。これから先もこういった方々、熱中症による死亡事故が発生しない、特に弱者の方、こういう弱者の中の生活保護世帯に対しましては十分な配慮をお願いしたいというふうに思います。

最後に1つ質問させていただきます。

私どもが資料をいただいた中における問題で、この保護世帯のところを担当されておられるケースワーカー4名の方がおられるというようにお聞きしているわけですが、持っておられる世帯数の数がケースワーカーによって大きな差があるというふうに表で見えているわけですが、多い方ですとちょっと資料古いかもしれませんが、8月の初旬の時

点でケースワーカーで多い人が52名、逆に少ない方でいきますと35名と、こういったここに差があるわけですが、この実態というのはどういうことなのかを最後にお聞かせ願いたいというように思います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、工藤議員のご質問にお答えいたします。

ケース、今おっしゃっていただいた人数の多少の誤差、バランスの違いはあるわけですが、全てがその接している家族の状況、関わり方が同じような時間で済まされる場合と、困難ケースもありますし、特に相談の多い方、あるいは障がいの中でも精神をお持ちの方であったり、その人その人によって、あるいはその世帯世帯によって接している必要とする時間数が異なってきますので、一律に単純平均の件数で割るとというのが非常に難しいということがありますので、その内容については中身によってその人数、バランスの差が生じておるということでご理解をいただきたいと思います。

それから、先ほど被保護者の方の未設置の方の意見の方、後ほどお答えすると申し上げましたが、今の機会にお答えをさせていただきたいと思います。

主な理由といたしましては、貸し付けを受けてまで設置したくない、あるいは貯金をして来年購入予定であると。それからすだれや扇風機を使用しているため購入する必要がない。壊れており、使用していないが問題はないと。自宅の風の通り抜けがよいため必要はない。今までも使用せずに生活してきており必要がないといったご意見をお伺いいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 最後に申し上げておきます。非常にこの生活保護世帯、今最後におっしゃっていただきました設置しない理由、これらにつきましては、非常に肩身の狭い思いをしながら生活をされている方が非常に遠慮しての問題というのもあります。こういった点で、いつ事故が起こるか、過去事故が起きている県では、自分は大丈夫、昔ながらの夏の暑さに慣れているということから事故が起きております。特に、この弱者の方々への配慮をお願いしておきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 工藤議員、ちょっと確認しますが、土砂災害対策の2の2はもうよろしいですか。飛ばされましたけど。よろしかったら打ち切りでいいですけど。

今後の計画の優先というのが飛ばされましたけど。

(「これ先ほど答えてもらいました」の声あり)

○議長(矢野隆行君) よろしいですね。

○13番(工藤義明君) ありがとうございます。

○議長(矢野隆行君) ご苦労さまでした。

(発言する者あり)

○議長(矢野隆行君) 了解です。

次に、通告第10号、第11番、山本剛議員。

○11番(山本剛君) 第11番、山本剛です。

質問に先立ちまして、今回の台風及び北海道の地震で被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。そして、不幸にして亡くなられた方々には心からお悔やみを申し上げます。そして、支援活度に携わられた多くの方々に深く敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思います。支援活動につきましては、現在も継続して取り組まれておりますので、そうした方々が安全に、安心して支援活動に取り組まれるようにお祈りを申し上げたいというふうに思います。

それでは、私はインクルーシブ教育について質問をいたします。

インクルーシブとは、包括的な、包み込むという意味でございます。インクルーシブ教育の導入により、就学先決定の仕組みや通常学級で障がいのある子どもも学べる環境整備が進みました。

インクルーシブ教育とは、子どもたち一人ひとりが多様であること、一人ひとり誰もが違うことを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実線プロセスのことを言います。つまり、一人ひとりを丁寧にと、みんなで一緒に学ぶの両方の実現を目指す教育理念であります。これは、全ての子どものための教育ということです。

インクルーシブ教育は、障がいのある子どもさんのためだけの教育ではありませんし、障がいのない子どもさんのためだけの教育でもありません。それですから、インクルーシブ教育を考えるとときには障がいのある子が困らないようにすることだけを考えるのではなく、誰もが違うことを前提に考えていかなければならないというものであります。

さて、インクルーシブ教育の目的として、以下のものが挙げられています。1点目、人としての尊厳、意識の向上と人権、基本的自由及び多様性の尊重。2点目、人格、才能、

想像力、精神的、身体的な能力の発達。3点目、障がい者の社会参加ということでありませす。

そして、インクルーシブ教育実現のためにしなければならないことは、以下のこととされています。1点目、障がいを理由に普通小学校、中学校から排除してはならない。2点目、障がい者への合理的配慮、支援措置がなされること。合理的配慮、支援措置とは、簡潔に言えば一人ひとりの特性や場面に応じて発生する障がいや困難さを取り除くための一人ひとりに合わせた調整や変更です。具体的に言いますと、ハード面でいいますと、エレベーターやスロープの設置などがそれにあたります。ソフト面でいいますと、手話や点字の活用、また今日的なことでいいますと、タブレットの活用などが挙げられます。そして、当然加配やスクールソーシャルワーカーなどの人的支援も含まれます。

インクルーシブ教育という言葉が広まり始めたのは、1994年にユネスコによって開かれた国際会議がきっかけとされています。この国際会議でエデュケーション・フォー・オール、万人のための教育という言葉が取り上げられ、全ての子どもの能力や困り事に応じた教育を行っていく方向性が示されました。こうしてみますと、インクルーシブ教育の実現は国際的な流れだと言えます。

それから16年後の2010年、日本においても文部科学省によってインクルーシブ教育の方向性が示されました。これ以降、日本におけるインクルーシブ教育の取り組みが進められるようになってきました。

さて、障がいを持つ子どもの就学先を決める場合、現在は保護者や本人の意思が尊重されるようになってきました。過去においては、就学免除や就学猶予という配慮により、学校教育から結果として排除された時代もありました。野洲市においても、障がい児の保護者は就学時、地域の学校に行かせるのがよいのか、養護学校に行かせる方がよいのかと、非常に悩まれることが多いと聞いています。私の知り合いにもそうした人が何人もおられました。現在もそうした保護者は少なからずおられると思います。そうした悩みや迷いを少しでも経験するためにも、インクルーシブ教育は重要と考えます。

また、野洲市で次のような事例も聞いております。ある保護者の方は、障がいのあるお子さんを地域の学校に入学をさせました。朝は集団登校をするんですけども、6年生の女子が手をつないでいく。その子が手を放して歩道から出ようとする、高学年の男子が抱きかかえてその子どもをとめるということがあると。そうして、その子は毎日集団登校をしているということです。そのことは自然にそうなのではなく、その子と関わりの

あったボランティアの人が親御さんの許可を得て、その子のことについて子どもたちに説明をし、接し方などを伝えたからそういうことができているというふうに思います。この子どもたちは、インクルーシブ教育の具現者だというふうに思います。この子どもたちが大人になったとき、きっと多様性を認める共生社会の牽引役になると思います。

そこで、下記の項目について質問をいたします。1点目、インクルーシブ教育に関する認識についてお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山本議員のインクルーシブ教育についての質問の中で、まず1点目のインクルーシブ教育に関する認識についてお答えをいたします。

まずはじめに、インクルーシブ教育とは、山本議員が先ほど述べられましたように、国際的には人々の多様性を尊重し、障がいのある人が持っている力を最大限伸ばして社会に参加できることを目的とする教育のことです。そして、学校現場では障がいの有無によって子どもたちが分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、同じ学校で共に学ぶための仕組みが我が国では特別支援教育として進められるようになりました。

このような世界的な流れを受けて、また日本の変革の中で、野洲市でも障がいのある子どもも共に学校園で生活し、関わる中で互いに違いを認め合い、相手のことを自然に受け入れながら、豊かな人間性を育てていくことを目指して特別支援教育を進めています。

具体的には、特別支援学級に在籍する障がいのある児童・生徒は、通常の学級、いわゆる普通の学級ですが、にも位置づけられており、学級の仲間づくりに力を入れています。また、通常学級の中にいる発達障がいなどの特別な支援を要する児童・生徒には、担任を中心に教育上のさまざまな配慮をするなど、子どもたちのニーズに合わせて支援を行っています。さらに、担任の支援を効果的にするために、本市では、特別支援教育支援員を各校に複数名かなりの数を配置しております。

教育委員会といたしましては、教員の指導力や専門性のさらなる向上を図り、教育環境を整え、共生社会に向けた多様なニーズに対応する特別支援教育を今後も推進していきたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

野洲市は、私も感じておるんですけども、やはり多様性を認め合うそういった共生社会の実現に向けて、県内でもかなり力を入れられているまちだなということも実感しております。

そうした中で、今おっしゃたように共生社会の実現、あるいはそのために特別支援教育の実践というようなことで、違いを認め合い、仲間づくりを行うような実践を日々学校園で取り組んでおられるということに改めて敬意も表したいというふうに思いますし、今後継続充実させて、そうした取り組みを進めていただきたいなというふうに思うんですけども、1点ちょっと関連で再質問をちょっとさせていただくんですけども、ちょっと私の勉強不足なのかもしれませんが、まず野洲市教育委員会の資料等を見ましても、インクルーシブ教育という文言自体は私自身はちょっと見たことがないように思うんですけども、そのあたりはどこかに記述があるのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市では、本市といたしますか、全国的になんですけども、インクルーシブ教育という言い方を教育界では余り使ってないということです。基本的には特別支援教育というふうな形で、それも対象は障がい児だけではなく、全ての子どもに対する個々の個性というんですか、そういうようなのに合った教育をしていくということで、特別支援教育という言い方をしております。

○議長（矢野隆行君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。

今おっしゃったように、特に障がいを持った子どもさんに限定ということではなしに、全ての子どもへの支援ということで考えておられる、そして実践をされているということで、先ほども言いましたけれども、より一層取り組みを進めていっていただきたいというふうにも思いますし、インクルーシブ教育という文言も私はぜひ広めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、2点目なんですけれども、インクルーシブ教育について、滋賀県教育委員会からの情報提供や指導等はあるのでしょうか、そのあたりはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この点に関しましては、平成19年に学校教育法が改正されて、我が国の障がい児教育はそれまでの特殊教育という言い方をしていたんですけども、

障がい児だけの特別な教育から、全ての校園で全ての児童・生徒を対象に行うさっきも申しましたけども特別支援教育へと大きく転換をされています。

そこで、県や市町ではこうした国の方針転換を受けて、特別支援教育の指針とか、あるいは具体的な指導事例などを作成しまして、その上で県教育委員会特別支援教育課というのがあるんですが、そこと市町の教育委員会学校教育課が中心ですが、が連携・協働して全ての学校園で特別支援教育が実施されるよう指導助言をしているところがございます。また、これらに沿ったさまざまな研修を県や市町の教育委員会が行っています。

本市では、市の教育研究所を中心に特別支援教育講座1、2、3などと位置づけまして、何回も研修をしております。大体1回の研修につき50人以上の、多いときは7、80名の参加をいただいております。それだけ新しいといえますか、今までの教育とは新しい視点が多くなりましたので、教員の学ぶ意欲が非常に高いのかなというふうに捉えています。

さらに、多様な学びの場での支援の充実を図るために、具体的な指導方法や配慮事項等を盛り込んだ個別の指導計画というのを、特にその障がいを持った子どもたちをはじめとする一部の子どもたちについては作成をして、それをずっと引き継ぎながら、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行っているというそういう状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今答弁いただいたように、研修の機会をかなり設定されているということで、参加される先生方も多いということで、いい方向で研修をされているなどというふうに感じました。

いろんな今おっしゃったような中で、個別指導計画、これは私はやっぱり非常に大事ななどというふうにも思いますし、教育長も現場におられたのでよくご存知かと思えますけれども、学校だけとかで支援ができるというようなものではないと思いますし、そういった面ではもうされているとは思いますが、いろんなところと連携をしながら、しっかりこの個別指導の計画を立てて、それを具体化して、子どもさんたちへの支援をしていただきたいなというふうに思います。

それでは3点目ですけれども、インクルーシブ教育に関する職員さんへの研修について、まずインクルーシブ教育について研修はなされているのかどうか、もしなされていないのであれば、なされる予定は持っておられるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、山本議員の3点目のご質問でございます、インクルーシブ教育に関する職員への研修についてということでございます。

本市では、野洲市職員能力向上のための基本方針に基づきまして、必要な知識や技術の習得、各自の能力向上等を目指しまして、人権研修などさまざまな職員研修を実施しているところでございます。

インクルーシブ教育に関する研修はこれまで実施はしてございませんが、今後の研修実施の際には、障がい者への合理的配慮に関することや、障がいを理由とする差別の解消に関することと合わせまして、インクルーシブ教育に関する内容についても対象として考えていきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今後インクルーシブ教育についての研修も取り組んでいただくといいことで、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、やはりそうしたとき、例えば講師さんと呼んで研修をされるようなこともあろうかと思うんですけども、そうした場合、私は1つはやはり専門家、大学の先生なんかも含めてなんですけれども、専門家の方々の話を聞くとかいうようなことも有効かと思えますし、それだけにとどまらず、やはり障がいを持った方の保護者の方とか、そういった方の生の声といいますか、そういったことを研修で学ばれることも大事なかなというふうに思いますので、その点も取り入れていただけたらというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

最後ですけれども、インクルーシブ教育に関する市民への啓発についてどのようなお考えをお持ちかお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山本議員の市民啓発についてお答えをいたします。

その前に、学校では既に人権教育の一環としまして、今までは障がい児教育という言い方をしながら、インクルーシブの視点でその多様性を尊重する、あるいは仲間づくり、集団づくりであるとか、そういう部分に関してはもう数十年と言ったら言い過ぎですが、2、30年に関わって、こういう研修を積み上げてきています。

それから大人の部分ですが、近年の多様性を尊重する社会が求められている中で、本市

では、2月の24日にこういうふうなんで実施をさせていただいたと思うんですが、「人権尊重をめざす市民のつどい」の中で、野洲市内をはじめ湖南地域在住の障がいのある人とプロダンサー、それから福祉施設のスタッフで構成する創作ダンスの公演と演技ですね、発表をしていただきました。それを市の職員にも参加を呼びかけて、研修の一環とするというふうな形で、行政職員に対しても参加を呼びかけたところでございます。

また、さまざまな人権研修の機会を通じて、人として尊厳、意識の向上と人権、基本的自由及び多様性の尊重というインクルーシブ教育の基盤となる啓発を今後も進めていきたいというふうに考えております。

また、各自治会で行われています地区別懇談会等でも、いろいろな人権課題に関する研修や啓発を行っていますが、今後インクルーシブ教育、あるいは特別支援教育という視点やその理解を深めるための啓発や人権教育の推進を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。

今後もより市民さんへの啓発等も進めていっていただきたいというふうに思いますし、障がい者問題とか障がい児教育とか、いろんな言い方されますし、特別支援教育という言い方が大分広まってはきております。

ところが、やっぱり私自身が感じるのは、やっぱりこういった課題、特に障がい者問題といったような言われ方されておりますけれども、障がい者問題と言うと何かその障がい者の方が問題であるかのような捉え方がされがちなんですけれども、私はその点でいいますと、丁寧に言いますと、障がい者問題というのは障がい者を取り巻く社会の問題というふうに考えております。もう少し身近な言い方しますと、障がい者問題というのは障がい者を取り巻く地域社会の問題と、地域社会に何かいろんな課題があると、ハード面でも課題があったりソフト面でも課題があったり、そういったことであるというふうに考えております。ですから、決して障がいを持った方が問題とか、障がいを持った方がどうかというようなことではないと思います。そういった方を取り巻く私たちの心の問題であったり、まちの問題であったりというふうなことが障がい者問題であるなというふうに考えております。

教育長にもお答えいただいたように、インクルーシブ教育というのは全ての子どもの発

達を、育ちを支援する教育ということであります。それは言い替えば、私たち大人がいかに変わっていくかということが問われているのではないかなというふうに考えます。

そうしたことからいいましても、最後に質問させていただきました市民への啓発ということも、今後より一層充実をさせていっていただきたいというふうに考えております。

以上で私の質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） ご苦労さまです。

暫時休憩いたします。再開を2時50分といたします。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11号、第12番、鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。理事者の皆さんは常日ごろ市民の福祉の向上に努めていただきまして、心より敬意を表する次第でございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私の市有地の有効利用、有効利用ということは売却も含めてのことでございますので、よろしくお願ひいたします。

平成30年度で市有地名目の筆数は約1万2,000筆あり、中でも有効利用、要するに売却すれば市の財源に寄与できる用地が何筆かあると思われます。そこで、次の点をお尋ねいたします。

まず1点目として、新上屋1655、面積2,500平米、公図混乱区域の解決方法はいかがされるんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の1点目でございます新上屋1655、面積2,500平米、公図混乱区域の解決はということでお答えをさせていただきます。

まず、この1点目のご質問でございますが、お尋ねの市有地は旧野洲町学校給食センター跡地であると想定されますが、当該地を含む一帯は、ご指摘のとおり公図が混乱してございまして、これを解決するためには土地の所有者に協議を行った上で公図を訂正する必要がありますがございまして。

このため、まずもって対象区域である上屋地先及び富波甲地先の筆界や面積等を明確に

するべく、地積測量等、こういった業務を平成22年度に事業化しております。

このエリアは、JR琵琶湖線と新幹線の間、旧家棟川廃川敷地で、下流側に官地、上流側に民地が存在してございますが、業務を進める中で法務局備えつけの測量図と現況が一致しないことや、土地所有者の協力が得られないなどの問題が発生し、解決を見ておりません。

公図につきましては、土地の形状や位置関係を示す法務局備えつけの図面でございますが、早期の解決は困難であるものの、将来の有効的な土地利用のために現況と一致させるべく整理が必要な重要な課題であると、このように認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 再質問をさせていただきます。

平成22年度に上屋・富波甲地先との自治会の協議、それと家棟川関係、隣地の土地所有者等々の問題、それが原因となって公図混乱が解決できないということですね。例えば、22年度からこの方針を定められて、現在に至って、またそれが解決できないということは、果たしてその主な原因というのはどこにあるんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） ただいまの再質問ということで、公図混乱が解決できない主な原因ということでお尋ねでございますが、議員がおっしゃったように平成22年に一度現地の測量業務を実施しておるところでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、なかなか土地の所有者の協力が得られないというのが一番の大きな原因ではないかと、このように考えておるところでございます。民地の一角の面積を確定するためには、隣接地との境界も当然どこが境界であるかというのははっきり定めなければ面積は当然確定できないものでございますから、そういった住民さん同士の話の中で、なかなか折り合いがつかなかった部分もございまして、市との境界についてもなかなか折り合いがつかなかったというのが大きな原因ではないかと、このように考えております。

ただ、これをこのまま放置するということは将来的に大きな課題を残すということにもつながることになりますので、早期に何とか対策を講じて、公図混乱の公図訂正ですね、この業務に向けて何とか努力してまいりたいと、このように考えております。多少は時間はかかると思いますが、じっくりと構えて解決に向けて努力してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 2点目の国・県要望事項の中で、仮称祇王駅という話が出ております。これは次の質問の中で質問させていただきますが、A地点、B地点、C地点というような候補地が出ていますね。その中で、ここがB地点ぐらにあたるのかなという思いをしているんですけど、結局、新駅設置に向かって候補地として挙がっていますね。確かに。その部分も含めて、民地の方とやっぱりこれは一日も早く官民境界を確定していかんこと、第1ステップ、官民境界を確定していかなければ、これはいつまでたっても解決できない問題やと思います。ですから、これは総力を挙げて、総力を挙げんでも民地の方と話し合いして、お互いに官民境界を確定していけば、民地の方も利益がある。市の方もメリットがある。やっぱりそういう形でやっていかななくては、これから質問する中でも官民境界が画定してない土地も買っているわけですから、だから一日も早く官民境界を確定するように、どのような方策を講じられますか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） ただいまの再々質問でございますが、解決に向けての具体的な方策ということでお尋ねでございますが、これは具体的にどのように進めていくかというのは、今現在のところ具体的な方策というのは定めておりませんが、できるだけ早期に解決に向けて努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 期待しております。

次に2点目、小篠原1973の1、発達支援センターの駐車場ですね、これも私の記憶では、いわく因縁があってこの駐車場を買われたということはこの場では申し上げられませんが、私の記憶の中にはしっかりと残っていますので、この辺の利用はどのようにされるんですか。これは行政財産ですからね。どのようにされるんですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、鈴木議員の発達支援センター駐車場の有効活用のご質問にお答えをいたします。

発達支援センターの駐車場につきましては、現在発達支援センター及びふれあい教育相談センターが行う事業や関係者の駐車場として活用しております。具体的には、発達支援

センターの早期療育通園事業であるにこにこ教室に通う利用者の乗降場所及び駐車場になっております。また、にこにこ教室で使用する砂場を設けて、子どもの療育の場にも使用しております。さらに、当該駐車場には果樹が植えられておりまして、ふれあい教育相談センターが行う子どもたちの摘み取り体験や学習体験の場としても利用しております。その他、野洲第三保育園の職員用の駐車場としても利用しております。

なお、現在新発達支援センターの整備の検討を進めておることから、それに付随して、整備先によって、それに付随して当該土地の利活用についても検討していくということになるものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいま部長が回答いただきましたことは、こんなことは既に私もわかっております。

今現状を言いますと、私もよくあそこの前を歩いていつでも見るんですが、あれ駐車場には一応平面駐車場にされていますけれども、調整池のかわりみたいな小篠原の一等地なんですよ、あそこ。駐車場駐車場いうたかて、大して車なんてとまってないじゃないですか。だから、平面いっぱい使うより、何か考えたらもっともっと有効利用できるんじゃないですか。そういうプランはお持ちじゃないんですか。そういうような能力がないんですか、あなたたちは。どうなんですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 先ほど最後に申し上げましたように、新発達支援センター整備を検討中でございますので、その後にその取り扱いについて考えていくということになっております。今、現段階で何にするということは定めておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 発達支援センターの整備後に考えていくということですね。発達支援センターの整備はいつごろできるんですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、鈴木議員の再々質問についてお答えをいたします。

現在、市の施設を利用して、そこを移転整備しようかというふうに思っておりますが、

その施設のいろんな問題がありまして、今ここで何年度ということはちょっと確実に申し上げられる状態ではないですが、近いうちに、2、3年後には片がつくというふうこの場ではさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 再々質問になりますが、中途半端な回答で、私も教育の振興に力を入れておられるということは、これは確かに立派なことですよ。これはもう私も実感できます。でも、発達支援センターの整備と同時に、やはりあの土地をどういうように有効活用するかということも全体像を描きながら進めていかんことには、単独で単体でやったかて、これはまともなものできないですよ。継ぎはぎのものしか。だから、平面だけを利用しないで、駐車場は平面にして、上を何とかの形で利用するとか、さまざまな中長期的な構想があるでしょう。2、3年で発達支援センターを整備する。これから先どうされるんですか。中長期的構想というのはお持ちじゃないんですか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 残念ながら部長答弁求めておられるので、さっきも含めて私黙っていましたけども、今えらく突っ込んでおられるから言うておきますと、あの土地はおっしゃるように要らないのに買っているわけですから、私最初に売ろうと思ったんですが、いずれにしても今の発達支援センターも耐震対策ができてないところへ、新市になってから入れています。速やかに新しい発達支援センターをと。総合センターと思ったんですが、いろいろあって、もう一回今総合センターのそこへ行くということで今検討しています。できたら2年後の4月からはあそこで新しい改装して、改築といいますか、あの建物、躯体がまだ使えますから、旧の図書館と総合センターですね、そこに発達支援センターを入れて、あとは一連の土地として売却という方針を出しています。だから、中途半端に要らない土地に物を建てて活用というよりは、まさにあの一団の土地を有効に価値を上げて売るとというのが今市が考えていることです。

それと、先ほどの給食センターも私になってから残っていたので、解体して、土壌汚染取り除いて整理をしようと思っていましたけども、官民がと言われたら、その土地いつまでやっておられるんかと。なかなか鈴木議員もこれから夕方また協議があるくらいですからね。もう本当に1年超えていて、まだもたもたしているのをまた配慮しているわけですから、官民というのはそれほど難しいわけです。

いずれにしても、なぜ急いでないかという点、おっしゃるようにA案、B案、C案、これはまだ客観的な新駅のプランじゃないです。旧のまちのときにこっそりやったものから、正式ではないんですが、想定されるので、あそこはいずれにしても市が持つておこうと。現に向かい側の旧の町営住宅の土地もあけたままになっているので、私が引き継いだときから。あれも処分しようと思ったら、一応新駅のエリアの候補なので、有効な土地なんですけど、今あけていますから、ですから、さっき力強い答えを総務部長言ってくれましたから、早い解決がいいんですが、いずれにしても解決したとしても新駅用に保留をしておくので、皆さん今病院もやらないあかんし、小・中の改築もあるので、少しは丁寧に地元とやろうということ。

もう一回戻りますが、そこは売却方針です。一括売却方針。その方が価値が高まりますから。ということですよ。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） それは、部下の部長が答えているのと市長が答えているのと、やっぱり聞いている方も全然感触が違いますね。私も通告書に市長と書いておけばよかったんです。それはもう間違いなんです。

買われた経緯は私も知っています。それで、市長に言葉返すようですが、私のところのあその近隣所有区域の官民境界とおっしゃっているんでしょう。そうでしょう。もう99.9%できています。あとの0.01%だけできてないです。それだけ申し添えておきます。行政の方も力入れて下さい、今後。まちの発展のために。お願いします。

次に、西河原のイオンビッグの商業区域ですね、これは旧中主町が平成9年から15年度にかけて完成した工業区域、工業団地ですね。その副産物みたい、主要地方道に面していますから、当然商業区域という形で位置づけされております。当時、これ16年に合併したときは、私の記憶ではこの工業団地の債務だけでも約30億の債務があって合併したわけですね。工業団地の債務がね。その副産物として、これから私が質問をいたしますこの商業区域について今後どのように展開されていくのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、吉地599の4、面積359.95平米についてはどのようにお考えなんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の3点目のご質問でございます。西河原イオン横のいわゆる残地について、どのような考えかということでお尋ねでございます。

お答えとさせていただくのは、①、②、③、これもう一画の土地でございますので、まとめた考えを述べさせていただきたいと、このように考えてございます。よろしく願いします。

まず、西河原イオン横の市有地につきましては、乙窪工業団地の造成と共に分譲した商業用地ということで議員ご指摘がございました。旧中主町時代に公募による売却を行ったものの、買い手がつかずに現在未売却となっている状況でございます。

その後、野洲市となった以降も売却手続は進んでおりませんでした。今後は売却に向けて事務手続を進める予定でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 売却手続に入るといふ回答ですが、手続上どのような段階を踏まえて、どのような形で売却されるのか、当然公募になると思ひますが、その手続の手順をお教へ願ひしますか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 手続の手順とお尋ねでございますが、この土地につきましては当初合併前に、平成15年になるわけなんです、一旦分譲地として売却を予定しておったんですが、買い手がつかずにということで現在まで残っておりますが、いわゆる国道477号線、あるいは大津湖南幹線、さらには県道木部野洲線、こういった県道の改良事業、さらには国道8号の野洲栗東バイパスの整備事業、こういったことで、周辺の基盤整備も整う目処がつきつつある中でございまして、当然完成後は物流、あるいは人の流れ、こういったものも大きく変わるような中で、さらに隣接しております大型スーパーが開店後数年たちまして、地域に密着した形になってきたということで、こうした中で、当初のこの15年の売却に比べて、売却する準備が、環境が整ったというような判断のもとに、今後これは当然ですが、適正な価格をもって売却の方を考えておるところでございますが、細かい事務手続につきましては、これからスケジュールをしっかりと組みまして手続の方を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） その売却についての手続等については、もう我々が関与するところではございませんので、お任せしますから、その辺はやはり順序に従って、できるだけ

け早い時点で、環境が整ったらもう全て処理していただくようにお願いします。

それとまた、もう一点、この商業区域の平米当たりの原価というのは幾らぐらいになっていますか。1平米当たり。用地代、それと造成費、それぞれの事務手数料等が原価というのか、要するに簿価と言ったら間違いになるかも知れませんが、それぞれについて原価ですね、原価がいったい幾らぐらいかかっているのか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 当時の分譲するときに、平米当たり9万円で売却を提示してございました。当然その価格が当時の簿価というような形にはなると思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 私もいろいろと考えているのに、東京オリンピックまでは景気がごんと上向きになって、今人手不足で企業も四苦八苦しているような状況で、銀行も資金余りで貸す方、貸す方に努力しているという状況ですからね。やはり売るならこういう景気のいいときに売るというのが、これは売り手の1つの大きなメリットのあるタイミングだと思いますので、その辺を決して売り手としては間違いのないような売り方をさせていただきますようにお願いしておきます。

次に、富波甲1626の1、面積520.16平米、この土地は滋賀銀行開業予定地の跡地でありまして、また境界確定も未確定であり、境界確定の対策はどのようにされるんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の3点目の中の④でございます。富波甲1626番1の土地に対する境界の確定の対策ということでお尋ねでございます。

この富波甲1626番1の土地につきましては、滋賀銀行旧の祇王支店の跡地でございますが、隣接土地所有者にこれも境界確定に応じていただけない状況が平成21年以来続いてございまして、法務局の担当官へ申請する筆界特定制度、こういったものを利用して確定させる方法がある旨、この隣接土地所有者に打診した経緯もございまして、現在まで進展していないというような状況でございます。

いずれにしても、このような進展のない状況の中で、今も申し上げましたが再度筆界特定制度の活用を念頭にしまして、早期に課題解決に向けて事務を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） まず、この土地を買われた経緯ですね、これは私が今駅前の市立病院、あの区域のC地区ですね、いま大きなマンションが建っているところですね、あそこを売りに来られたんです。売りに来られて、そのときに河野議員と私が前市長にこの土地を買ったらどうやと。値段も私はしっかり覚えています。かなり安かったです。アサヒが売りにきていました。その当時の市長が申されたのは、目的のない土地は買わないということをおっしゃっていましたよ。僕と河野君がそんなこと言わないで、絶対に将来的にこの土地は生きてきよると。そやから、今買っておきなさいと何回も進言したことがあります。でも、前の市長は目的のない土地は買えないということで民間に渡ってしまっていますね。それはそれでよろしい。それは正当な商行為で何しているからよろしいです。

今申し上げますこの滋賀銀行のこの用地ですね、官民境界もできてない、目的もない土地を、これどのような形で買われたんですか。買われた経緯をお示ししていただけますか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、ただいまの鈴木議員のご質問にお答えしたいと思いますが、この土地の買った経緯ということでお尋ねでございますので、これにつきましては全員協議会の中でも経緯も込めまして報告はさせていただいておりましたが、再度ご説明させていただきますと、旧の野洲町において、その利活用について具体的な計画がないままに、おっしゃるように境界もはっきりしてない土地を買ったと。このときの買った理由といたしましては、今後高齢化社会の到来を見込んで増加するであろう高齢者の単身世帯が自立して安全な快適な生活を営むことができる公営住宅の建設用地としようというようなこういった目的といいますか、何といいますか、このような理由でこのような土地を買っております。

そのときに、一応適正な手続を踏んで買ってはいるものの、先ほども言いましたように目的がなかなか見出せないままに買ってしまったというのが現在までちょっと問題を残しているような土地になってしまったというようなところでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 言葉をお返しするようですが、適正な何を踏んでここを買われ

たということですが、まずこの行政が官民境界の確定もしてない土地を買うこと自体も、これはもう不自然な行為なんですよね。土地の売買というのは、必ずしも官民境界が確定した上で、以前の持ち主が官民境界を確定して、その上で土地売買というのは行われるのがこれ通常の商取引なんです。これは大きな行政の失態だと私はそう思いますが、部長の見解はどうですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） ただいま鈴木議員からご指摘をいただきましたが、今思いますと、このような目的のない、はっきりとした目的のない土地を買ったというのは、これは非常に私としましては残念なことであると、このように考えております。

それと、先ほどのこの適正な手順と申しあげましたのは、価格に関して適正な手順というように、事務手続につきましてはまた別の話になりますが、価格決定については適切に行われたかなど、このように申しあげたというところでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） それ以上私がこの場で議論しても仕方がありませんので、一日も早いやはりこの対策を講じていただきまして、この今まで申しあげました部分について、やはりすきとした形で今後取り組みができるように努力をしてもらいたいというのが私の願いでございますので、私の願いじゃなしに、これは市民の願いですので、よろしくお願いたします。

それと4点目になりますが、この上に示した土地の評価額または①から④を民間に置き替えた場合の固定資産税の収入はいかほどになりますか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、鈴木議員の4点目のご質問でございます。評価額及び固定資産税の収入はいかほどにというようなことでご質問いただきました。

ご指摘の土地の固定資産税評価額を試算いたしましたので、お答えをさせていただきます。

旧野洲町学校給食センター跡地につきましては、2,500平米で7,825万円、発達支援センター駐車場につきましては1,203平米で7,230万円、西河原のイオン横でございますが、これは実際4筆ございまして、合わせまして901.52平米でございます。この土地につきましては4筆で4,101万7,000円、富波甲地先につきまし

ては520.16平米で1,992万2,000円となっております。また、想定される固定資産税額でございますが、商業地の宅地利用を想定した場合に、西河原イオン横では40万1,800円、富波甲地先では19万5,200円となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 例えば、この民間が持っていたら年間にこれだけの固定資産税を市が徴収できるわけなんですね。これ市が持っていたら非課税で、一銭の金も入ってこない。ですね。だから、やはりこの今の私が申し上げましたこの部分については、やはり固定資産税も入ってこない、何の収入源もない、要するに維持管理費だけでもかかってくるというような状況のもとで、これだけの土地が主なところだけピックアップしましたが、これだけの土地が遊んでいるわけですね。ですから、こういう部分を私は改めて今回の一般質問で取り上げさせていただきます。

それと同時に、今これ市の市有地、これ全部挙げていただきました、担当に。これ1万2,000筆あるんですよ。これね。1万2,000筆。これは本当にご苦労な作業だったと私は思います。

例えばですよ、野洲の31番の宅地、畑215平米やったら、これは公衆用道路でも何でもないです。畑です。こういうものでも一つひとつ整理していけば、売却可能なところが相当出てくるんじゃないかなということをお感じしています。2万1,000筆ある中で、そういうものを整理していこうと思ったら、非常に時間も労力もかかってまいります。ですから、こういうものをやはりある程度精査しながら進めてもらいたいのと同時に、野洲177番地、これは非課税、木の座の泉ですね。これは3,500万かけてあの木の座の泉を整備しているんですよ。前市長のときに。今どういう状況になっていると思われませんか。こんなもの市有財産ですよ。木の座の泉。今状況を見ても、手を入れんことには近寄れないような存在ですよ。こういうような市有財産がそこそこ点在しておりますので、ご苦労だと思いますが、そういう部分についてもひとつ力を入れていただきたいということをお願いしておきます。よろしく。

次に、国・県要望事項についてお尋ねをいたします。

JR琵琶湖線野洲駅～篠原区間新駅設置、仮称祇王駅の事案は、昭和30年4月に祇王村と篠原村が合併したときの約束事でもあり、当時の両村は大変期待されておられたと聞き及んでおります。

昭和30年4月ということをおぼろげに思い出しますと、私がちょうど中学1年生でした。こんな歳いってしまいますけど、中学1年生。そのときに、日の丸の小旗を持って「篠原祇王野洲の地に誇る歴史も守りつつ」といって歌を歌いながら、ずっと野洲町内を回ったことがあります。そういうことを今思い出しています。

余談はそれくらいにして、それで次の点についてお尋ねをいたします。

新駅設置に関し、どのような調査をされましたか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、鈴木議員の平成31年度国・県要望についての1つ目、新駅設置に関する調査についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成14年度に野洲町におきましてJR野洲駅～篠原駅間に新駅を設置することについて、その可能性及び問題点の整理を行うために、新駅設置に関する可能性基礎調査を実施しております。それ以降につきましての調査は実施はしてございません。

議員もおっしゃったように、この新駅設置の計画につきましては、昭和30年4月1日に祇王村、篠原村及び野洲町が合併して新しい野洲町の野洲町建設計画に住民の福祉と交通の利便性を図るため、国鉄電車化と祇王国電停留所の実現に積極的に努力すると位置づけられたと聞いております。当時は自家用車が普及しておらず、町民が徒歩あるいは自転車であったため、交通の利便性の向上という観点で検討が進められたというふうに考えられます。

現在におきましては、自家用車の普及が進み、交通の利便性によるよりも、まちづくりという観点で検討を進めており、当時の約束事の解決をするものでなく、まちづくりの一環として総合計画に位置づけ、均衡ある土地利用の推進を目標とした施策といたしまして、西日本旅客鉄道株式会社や県の交通戦略部局と新駅設置に向けました意見交換や要望等、継続的な取り組みを行っている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 今部長からお聞きしまして、平成14年度に基礎調査をされておられて、それ以来そういう部分については調査をされてないということですね。

ちょうど、私が自民党籍だったころに、たしか町会議員の2期目か3期目のときです。当時、守山市と中主町と野洲町とが政調会を開いたんです。忘れもしませんが、その別館の2階で政調会を開いていました。そのときに、守山の県議会議員、野洲の県議会議員も

皆自民党の県議会議員同席していました。その中で、中主の町会議員さんが県議会議員に向かって、お前ら、言葉は悪いですけど、言われたように私発言します。お前らは何回同じことを要望さすねんと。ええかげんにしておかんかというて、県議会議員にぼんと言った町会議員がおりました。そうしたら、言われたその県議会議員は、もう血相変えて逃げていきよりました。そういうようなことが現時点でありました。

今のこの要望見ていたら、同じことがこれずっと挙がっている事項があるんですね。ですから、やはり県議会議員を当てにするのか国会議員を当てにするのか、そういうことは別の問題として、やはり市自体が本腰を上げてかかっていることには、こういうものは実現しないということを私は思っております。

野洲でも県議会議員2名おりますが、お互いに考え方が違うでしょう。ばらばらでしょう。そんな中でうまいこといくわけがないですよ。だから、そういうことも踏まえて、やはり市としてはしっかりした理念を持ってかかっていたきたいということを申し添えておきます。

それと、2点目に以前に新駅設置に関し、調査地点を先ほど申し上げましたA地点、B地点、C地点と絞り込み、実用化に向けた議論が行われていたということを私は記憶にありますし、その省略したペーパーもいただいております。A地点はどこ、B地点はどこ、C地点はどこという調査の結果のペーパーいただいております。そのときの調査費というのは、約400万かかっています。野洲市は野洲町の時分から、このコンサルに委託する調査費は大体400万が相場だったんですよ。この調査費も400万。偶然ですか何か知らんけど、今の文化ホールから矢萩の踏切までのその南と北を抜いていく調査費、それもコンサルに発注された。名前を申し上げますと失礼になりますので名前は申し上げませんが、その調査費も350万から400万かかっております。だから、その当時からコンサルに委託している調査費というのはかなりの額に上がっているんですよ。実現不可能な調査費。委託料がね。そういうことについて、実用化に向けた議論が行われていたということですが、このA地点、B地点、C地点についての絞り込み、これは先ほど市長のお答えいただきましたので、これは省略させていただきます。

それと、B地点というような位置づけになってくると、交通インフラをどのように考えていくかということが1つ大きな課題となってくると私は思うんですね。やはり、先ほど部長がおっしゃいました車社会ですから、モータリゼーションの世の中ですから、やはりそういう交通インフラというのは第一に考えて行動しなければならないということを私は

申し添えておきます。

次に、3点目ですね。西日本旅客鉄道株式会社は、地域の活性化や発展を本格的に本当に考えていてくれますのか。その辺をお聞きいたします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 3点目のご質問です。

西日本旅客鉄道株式会社につきましては、沿線自治体との連携により、地域価値向上、あるいは線区の価値の向上を図るなど、地域の活性化や発展に取り組まれておられます。

本市におきましても、JR野洲駅～篠原駅間の新駅設置につきましても、西日本旅客鉄道とまちづくりの観点で随時協議を行っております。新駅設置の構想及びその必要性については、一定理解をいただいているものというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） こういう問題は、JRになるまでの、今から言ってもこんなもの全然通用しない話なんですけど、JRが民営化になるまで、国鉄時代にやはりこういう事業はやっておくべきだったと私は思っております。そんなことは今さら言っても仕方ありません。

例えばですね、私鉄の場合なんか、私鉄の場合ですと、自分たちが敷いている本線には必ずまちづくりがされています。どこの私鉄でも。近鉄にしたかて、さまざまなまちづくりが行われております。JRだけですよ、この草だらけにしてほったらかしにしてあるのは。私らも困っています。だから、そういう部分も踏まえて、環境整備の部分も踏まえて、やはりJRに強く抗議していただくようお願いをしておきます。

4点目で、県では西日本旅客鉄道株式会社と包括的連携協定を締結しているが、県の動きが見られない。これはいかがなもんですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 4点目のご質問でございます。

県がJR西日本との包括的連携協定を締結しているということで、本市から県を通じて西日本旅客鉄道に新駅構想を位置づけるよう継続して要望しております。新駅整備の実現に向けた取り組みに協力いただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 今部長がおっしゃいまして、それはそれで受けとめておきます。
これは県の交通課になるんですか。

（「交通戦略課です」の声あり）

○12番（鈴木市朗君） 交通戦略課ですか。そちらの方にやはりきつく、これだけのずつと要望している事案と、やっぱり市民が期待している部分でございますので、きつくやっぱり部長としても先頭に立って当たって下さい。それだけお願いしておきます。

それから、こんなことを最後に聞くのはどうかなと思いますが、実現可能年度の想定は大体いつごろにされていますか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今篠原駅の橋上化はもう終わりました、今野洲駅の南北の整備も進めているところでございます。そういった事業が一段落して、あらゆる教育施設の整備が終わりましたらという感じで私は考えているところで、いつかというのはちょっとここではお答えはできません。

以上です。済みませんがそういうことです。

○議長（矢野隆行君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） B地点の給食センター跡地ということが候補地に挙がっているということで理解していますが、その部分について、先ほど申し上げました交通インフラ等々が問題になってくるということを私の方も申し上げましたが、そういうことも踏まえて、やはりあそこにはそれなりの住居も張りついています。そういうこともやはり住環境のそういうことも考えながらやはり進めていただくことを申し添えておきます。

私の質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまです。

次に、通告第12号、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、新誠会、橋俊明でございます。私がラストのようでございますので、まだ時間は5時までじっくりでございますので、ゆっくりお話をさせていただきたいつもりでございますが、できるだけ手短に進めていきたいなと思っております。

質問に入ります前に、新聞よりちょっと記事がございましたので、山口県の周防大島は「忘れられた日本人」を著した民俗学者宮本常一さんの生誕の地であります。瀬戸内海でも最も活気のある島の1つだったそうでございます。人口のふえる19世紀初めごろから出稼ぎに行く人があられました。宮本さんによりますと、農夫や大工として各地を転々

とし、さまざまな経験をした人はあれは世間の流れに長じた世間師だと呼ばれ、一目置かれたということでございます。そんな土地柄の島で、2歳男児が行方不明になりました。いなくなって3日もたち、母親がもうだめかと観念しかかったころ、けがもなく見つかった。豪雨や命に関わる猛暑が続く夏に数少ない朗報でございました。

この男の子は、帰省先から少し離れた木陰までいわば旅をして、水のある沢に座っていた。呼びかけには、「僕ここ」と応じたそうでございます。

発見したのは、大分県の捜索ボランティア尾畑春夫さんでございました。警察と消防は転落の可能性があると見て、ため池に潜っていたそうでございます。遺体を探していたのではないのでしょうか。生きていと信じた尾畑さんは、子どもは登りたがるという信念を持って山に向かったそうでございます。幼い命を救ったのは、今では忘れかけようとしている世間師の知識であったと。新聞の引用でございますけども、私もさまざまな経験を生かして世間に長じた世間師と呼ばれるように目指していきたいなと心を新たにした次第でございますけども、私がラストでございますけども、今先輩の鈴木さんが市有地のことで聞かれました。私もこの後まだ市有地のことを聞くこととなりますけども、また2番目に急傾斜地、土砂災害の関係も質問させていただきますけども、それも新誠会の山崎君、また共産党の工藤さんが先ほど質問していただきました。ラストというのはいい面もあるんですけども、もうほとんどいいところはとっておられますので、なかなか質問がしにくい。そこら辺は世間師流の視点でもって質問させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

前回の6月議会的一般質問におきまして、課題案件の経験を確認し、次に備えるという件名で課題解決に向けて過去の経緯を押さえた上で、次に備える策を考え出すという内容で質問をさせていただきました。そのような観点で今回は市有地や市施設の利活用について質問をするものです。

今の鈴木議員にも話もありましたとおり、市内には過去に土地を取得しましたが、いまだ具体的な計画案も策定されていない市有地が見受けられます。また、施設においては整備されたものの何らかの要因で閉鎖せざるを得なくなり、利活用を望まれている施設もあります。まして、今回質問しようとする市有地や市施設につきましても、立地状況に恵まれていることから、条件を満たしている遊休地や遊休施設の利活用策の構想を今こそ練り上げる時期であると考えます。来るべき構想実施に備えて市の考えを問うものであります。

1点目でございます。まず1点目は、野洲川副堤敷地であります。

野洲川は、かつては氾濫を繰り返し、暴れ川の別称として近江太郎と呼ばれておりました。その野洲川も郷土の代議士やさまざまな関係者の方々の努力によりまして、世紀の大事業と言われました野洲川改修事業が昭和54年通水されるに至りました。

整備前の野洲川は、水があふれて逸水して危険度が高いことから副堤、別称霞堤または第2堤防とも言われておりましたけれども、堤防が築かれており、堤内への浸水を食い止める機能があり、それほど氾濫が多かった証でありました。改修が完了し、治水に対する安全度が高まり、副堤は役割を終え、河川法上の用途が廃止され、普通財産となり、滋賀県に無償譲渡されました。

私も20代後半都市計画課職員でございまして、現在の市道野洲中央線と県道小島野洲線交差点のガソリンスタンド付近の県の用地買収に随行いたしまして、そのときに代替地を求められ、副堤敷地の図面を繰り返し精読したことにより、いまだに脳裏に刻み込まれております。

その副堤敷も新幹線より下流は副堤にちなみ、霞庭園という公園となっており、現在は一部は警察の官舎となっております。

その旧野洲川副堤敷について伺いをさせていただきます。

1点目でございます。その警察官舎からJR琵琶湖線までの取得の経過及び取得目的を尋ねるものであります。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、橋議員の1点目の旧野洲川副堤敷地についての1点目でございます。警察官舎からJR琵琶湖線までの取得の経過及び取得目的ということでお答えをさせていただきます。

取得の経過及び取得目的についてお答えをさせていただきます。

旧野洲川副堤敷地の土地利用についての経過や今後の方針につきましては、平成25年11月の全員協議会で健康福祉部から報告しておりますので、その内容に沿ってお答えをさせていただきます。

ご質問の土地は、国から県に譲与された土地の一部でございまして、県の管理下にあった当時から、地元自治会が管理協定に基づき有効活用をされておりました。

その後、平成17年2月に地域の高齢者、障がい者及び児童等の利用による交流活動・福祉活動の拠点施設としまして、地域交流センター等の整備を目的に県から有償で払い下げを受けたものでございます。

主な経過につきましては、昭和55年4月に廃川の告示、昭和56年5月に区民の先々代の築堤作業の奉仕経緯及び区民広場整備等への支援要請を内容とします地元野洲区長から野洲町長へ払い下げの請願がございまして、昭和59年4月に国から県への無償譲与による所有権移転が行われました。

その後、平成8年11月には野洲川廃川敷地の管理に関する協定書を滋賀県と野洲町が結びまして、同年12月に野洲区への管理委託について県の承認を得たことから、平成9年3月に廃川敷地の管理委託契約を野洲町と野洲区が締結をしております。

それから、平成16年12月には3筆、合計6,110.68平米を1億2,526万8,940円で買い取るべく財産取得の議決を得まして、平成17年2月に滋賀県より土地を取得した滋賀県土地開発公社と野洲市が土地譲渡契約書を締結してございます。

この契約では、譲渡時期を平成26年3月31日としまして、償還期間は110月となっておりますが、平成26年3月に滋賀県土地開発公社の解散のために、平成25年12月27日を償還期限とした繰り上げ償還を申し出、平成26年1月に野洲市へ所有権が移転されたものでございます。

以上の経過を踏まえまして、平成26年3月に行政財産の用途を廃止しまして、普通財産として移管されまして現在に至っておるというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 平成17年2月、平成16年12月に大体話をされたということでございますけども、平成16年10月に合併をいたしました。当時私は合併協議会にありました。そのころ、野洲町も中主町も課題となっている案件を合併までに解決をなささい、新市に引き継ぐなという指令も出ておりましたので、いろんな課題案件も解決するように努力をした覚えがございまして。その1つが副堤敷の取得でありました。だから、このことによって合併の課題案件として副堤敷を取得したものでございますけども、1億2,000万でございますけども、それでは2点目の敷地の地下には野洲の土地改良区のかつては水路構造物がございましたが、老朽化に対する構造物の対応はどうなっているのかお伺いをさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、橋議員の2点目のご質問でございます。敷地の地下の構造物への対応はどうなっているのかということでお答えをさせていただきます。

ご指摘の農業用水路につきましては、平成26年1月にコンクリート充填による閉塞工事が行われておりますので、現在は機能はしてございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ちょうど26年1月とか3月とか、ちょうど私が野洲市を退職したのがこのころでございますので、そのころに、どちらかというところはまだ退職後のことで頭がいっぱいございましたので、その中でちょっと再質させていただきますけれども、その水路構造物、もとの水路構造物がブレーキになったんでありましたけれども、その後の処理といいますか、それはどうされたのでございましょうか。水路に構造物があったと思いますけど、それはそのまま現地で残っておるのか、放置されているのか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 水路敷ですか、水路に沿って……。

○4番（橋 俊明君） 構造物。水路構造物。

○総務部長（小山日出夫君） 水路構造物ですか。先ほどお答えしましたのは、農業用水路の管ということで、それは先ほどもお答えしましたように閉塞が終わっております。新たに、その構造物のかわりとなるもの、現在の矢田川になるんですか、あそこの川の下に推進工事として新たな管として工事をされたということで、現在はそちらの方が生きておると思うんですが、その水路に沿った構造物というのは、ちょっと私も認識しておりませんが、現地の方でそのようなものが残っているのは私はちょっと認識してございません。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 私が尋ねているのは、新しいやつは矢田川の下に推進でつながれた。もとの水路敷があるのかないのか、それによって利活用策が大きく左右されるとは言いませんけれども、支障になりますので、それは今後の課題という形で、多分コンクリート構造物か何か詰められたというような情報も入っていますが、それは結構です。

あそこの副堤敷、今の旧のかつての副堤敷は、下水道事業を進めるために下水道管が一部敷設されているということを聞きましたけど、それは間違いございませんか。それだけちょっと確認をさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） ただいまのご質問でございますが、おっしゃったように公共下水道の管渠、VUの200ミリの管が敷設されてございまして、現在のところ老朽化

等の心配がない構造物でございまして、その対策についても必要がないというところでございます。

ただ、この副堤敷の敷地の中にこういったいわゆる将来的に支障となるような物件が埋まっているというのは事実でございます。

ただし、この下水道管の管路につきましては、当初の計画、先ほども答弁させていただきましたが、福祉の計画に基づいて進入用道路を同時に整備する予定もございまして、ちょうどその計画ラインに下水道を敷設したというような経緯でございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） それでは3点目でございますけども、先ほど小山部長がお答えをいただきましたけども、当初の取得目的に関して現時点では変更はないか、それをお尋ねさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、3点目のご質問でございます。当初の取得目的に関して現時点で変更はないかというようなことでございますが、整備目的でございました地域交流センターは、高齢者や障がい者、児童の利用を想定しておりましたが、既に学区ごとのコミセンが整備をされてございまして、その役割は既に果たせており、その他の福祉サービス施設についても、民間による整備運営を原則としているところから、この場所に福祉施設の整備を目的とした土地利用は今後も見込まないことを確認してございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 追加説明。山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これはもう25年、もともと私なっただけに大きな借金を払ったわけですね。活用しようと思ったら、まだ26年までは借金があると。なぜ買ったんかといったら、今のことですけど、今の答えだったら、私になってから今そんな判断したみたいなものですけども、なっただけに調べたら、さっきの祇王の滋賀銀行支店と一緒に。計画がないのに買っているわけですよ。そして、行畑こども園ぐらいに使えないかなという候補地の中で検討したら、真ん中に下水管が入っていて基礎が入らないと。それが老人福祉施設なり地域のための進入路の想定のところに入れたというのは、時間軸が私は聞いているのと合わないんですので、ちょっと訂正をしておきます。そもそも下水管が入っている土地を知らないでか知ってか、もしか入っていたら1億2,000万、金利を入れると1

億6,000万ぐらい払っているんですけども、買わないと思います。瑕疵ある物件を買ったという認識を私にはしているわけで、いろいろ探ったんですが、面利用しかできないということなので、もう結論になりますけども、市としてはあれはああいう土地だという位置づけです。もともと旧の野洲町が使いたいからというのをわざわざ合併の宿題、でも宿題は果たせてないわけですよ。計画はない。借金は全て後で返しているわけで、だから合併の駆け込みの単なる隠蔽策であると思っています。ちょっと訂正しておきます。今になって物が建たないという判断じゃなしに、そもそも何にもなかった。でもダミーの計画を盾にとって高い土地を県から買った。当時私はただでもらってもいいぐらいだと言っていました。2つ出てきたわけです。1つは今おっしゃった農水の管が入っていた。これは地下埋設をするから、もう管を除去しないといけませんかということだったんですが、あえてそれだけのお金をかけさすのは気の毒なので、コンクリートを注入して強度さえ持たせたらいいということでおさめています。私が下水管が入っているのを知ったのはその後です。

以上、ちょっと今の答えだったら、何かその後に建てないようになったみたいな話ですから、そういうことではございません。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今市長が言われたとおり、いろいろな流れがございましたけれども、あの本来は1億6,000万ですから、この土地はやはり地下水路があるということは、やっぱりその占用物があるというのは、いわゆる本来は評価として下がるわけです。本来はそこまで交渉しなくてはならないということでしたけども、どうしても当時合併の課題を解決する、それが優先されていましてので、細かいことまではなかなか詰めができていなかったというのが実情ではないかな、そういうことも私も当時ある程度担当しておりましたので、直接は担当していませんよ。一部反省材料としてそういうのが出てくるのではないかなと思います。

それと、そうすると、小山さん、これ用途廃止、というのは普通財産、現在は普通財産というふうに理解したらいいわけでございますね。本来であれば、普通財産であれば制約もない。構想が立てやすいと思うんですけども、そこで4点目、今後の敷地の具体的な構想についてお伺いをさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） もうああいうふうにやっておくしか、そこに下水管が入っていま

すから建物が建てられない。広場的な利用しかできない。だから、ああいう土地を1億何千万で買ったというふうに位置づけて、だから平成25年に全協に皆さん方に全ての実情をお見せして、覆水盆に返らずと多分言ったと思いますけど、覆水は盆に返りません。

それと、合併の、私は別の元議員さんから聞きましたけども、合併は建前であって、もっと理由があって買ったようでありまして、それを要請された方からもそれは聞きました。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 私もある程度想像はつきますけども、それを言うとまた過去のいろいろな問題を掘り起こすということもございますので、本日はそれには触れないでおきたいなと思っています。

小山さん、先ほどその普通財産にするときに民間活力という言葉ちらっと言われたように思うんですけども、それは触れられておられませんでしたか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 民間活力という言葉は申しておりません。

○4番（橋 俊明君） 民間活力と言ってない。

○総務部長（小山日出夫君） はい。

○4番（橋 俊明君） それなら結構です。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 具体的な構想まで至っていないということでございますけども、先ほど鈴木議員が町有地をお前ら活用する能力がないのかと、私はそんなきついことはとても言えませんので、当時市なり町が市有地なり町有地を活用するというのはかなり難しい、いろんな問題があるということ。私が現役のころ、私は都市計画の道路なり公園なりそういうのを担当していましたが、駅前開発、当時の担当者は大手飲料メーカー、ここまで言わなくてもアサヒビールでございますけども、から野洲町が駅前開発を実施するのはこれは武士の商いやと言われて嘆いていました。いわゆる損得勘定に慣れない武士が商いをしたら、先はもう見えていると。だから、町が乗り出すものではないと、これは餅は餅屋にの格言どおり、駅前開発は私ども民間アサヒビールに任せなさいと言われて憤慨していました。結局は、当時は売らない、貸さない、自社開発すると言われてアサヒビールはもう売りますという結果になりましたけども、それはちょっと今今回外れますのでもとに戻りますけども、ここで私のいわゆる野洲川副堤敷地の提案でございますけども、今申し上げたとおり、市が土地活用の構想を考えると、周囲のさまざまな意見が出さ

れてくる。それをくみ取るとなると、構想自体がまとまらない。行政ではまとめられないという結果になってしまうのではないかと私は考えます。

そこで、例えば公募によって民間事業者の活用案を募集する。市が審査会を設けて内容や条件、先ほど言いました下水道管、これを利用して下さいとなれば、また別の道を設けてもいいから接続はきちっとして下さいよということをつけるとか、そういう条件を考える。市有地を売ってもよい、こういう活用案もよし、貸借する、買って活用案も考えましようとする案もよし、さまざまな施設を整備する活用案もこれもよしと、いわゆる民間のノウハウをフルに活用して市有地だけでなく隣接する周囲、野洲市全体の活性を図っていただきたい。これはなかなか難しいと思いますけども、検討材料にさせていただくことをお願いいたしまして、次の2点目の質問に移っていきたいと思います。

2点目は、豊積の里の施設であります。

旧中主町の元保健センターや市道を隔てた元野洲市社会福祉協議会事務所の施設は、現在閉ざされたままとなっており、活用されておられません。これらの施設は、ある情報では地盤が悪いためにその影響が出ていたとの情報もございます。この施設も立地条件では恵まれており、黒川記章氏がデザインしたネームバリューもありまして、景観的条件にも優れております。このような施設を閉鎖したままで活用しない手はないと私は考えます。現在までの施設の経緯を伺うものであります。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、橋議員の大きく2点目でございます。豊積の里の施設についての中の1点目、現在までの施設の経緯を伺うというようなご質問でございます。

お尋ねの中主ふれあいセンターにつきましては、旧中主町健康福祉センターとしまして地域住民の健康の保持増進、また高齢者をはじめとします在宅福祉の支援としての通所介護事業を含む地域福祉推進の拠点としまして平成7年に整備をされまして、旧中主町社会福祉協議会により事業が行われてきました。

平成16年10月の合併後は、野洲市社会福祉協議会がその事業を担ってきておりましたが、平成21年度中に財政健全化集中改革プランの検討に基づきまして、公の施設としての機能を廃止しまして、野洲市社会福祉協議会による民間運営の地域福祉の拠点として位置づけを変更することとしました。

その後、施設の老朽化や通所介護事業の利用者数の減少によりまして、施設全体の維持

管理が難しいというようなことから、野洲市社会福祉協議会が平成27年3月末をもって通所介護事業を休止されると共に、市へ事務所移転の申し入れがありましたことから、北部合同庁舎の改修にあわせて移転されたことに伴い、同月末に閉鎖をしております。

その後、平成28年3月から平成29年10月までインキュベーションセンターとして野洲市商工会に貸しつけた後、現在に至っております。

一方、中主保健センターは、集中改革プランにより機能の一元化としまして野洲健康福祉センターに統合することとしまして、平成22年4月からはさぎなみホールの会議室として一般に貸し出しをしており、現在に至っておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 閉鎖されている要因を聞きますと、老朽化なり利用者数の減、それとやっぱり私も現地を見に行きました。インキュベーションセンターというような看板もまだ残っておりましたので、それがやっぱり閉鎖になったと、そういう要因でございますので、2点目は私の推測ではそうなります。

3点目でございますけれども、今後の施設の活用策を伺うものでございます。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、3点目でございます。今後の施設の活用策を伺うというようなご質問でございますので、お答えさせていただきます。

今後の施設の活用策についてでございますが、平成29年3月に策定をいたしました野洲市公共施設等総合管理計画におきまして簡易評価の結果、旧ふれあいセンターは利用検討すべき施設となつてございますので、適正なあり方について引き続き検討を行います。さぎなみホールの旧中主保健センターの部分につきましては、今後も同様に市民をはじめとする皆様に利用していただくことを考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） その施設の管理計画では、今後もいろんな検討していきたいということでございますので、この施設も先ほど言いましたように立地条件も非常によいところでございますので、先ほど言いましたように、この施設につきましても公募により民間事業者の活用案を募集することを検討いただくようお願いをいたしまして、次の2点目の質問でございます。

急傾斜地崩壊対策事業につきまして質問させていただきます。

本年発生いたしました西日本豪雨は、大きな被害をもたらしました。四国では愛媛県、中国地方では広島、岡山の両県で土砂災害により多くの人命が犠牲となりました。今回発生しました土砂災害被害から、本市の土砂災害に対する対策を学ばなければならないと質問に至ったものです。

流域における後背地域の保全、及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを目的として、通常砂防事業と呼ばれる事業があります。先ほど工藤議員も触れておられましたけども、この事業は砂防堰堤と呼ばれるコンクリート構造物を設置して土石流の被害から守るものでありますが、近年の線状降水帯などによる集中豪雨は、降雨時間も長く、また雨量も多いことから、設計の想定雨量を超え、砂防堰堤も流出させており、今回の愛媛県の土砂災害など被害が大規模化しております。

この砂防堰堤に関しては今後研究が進み、さらなる進歩した施設の検討が待たれるところでございます。

もう一つの事業は、今回の件名で取り上げました急傾斜地崩壊対策事業であります。

先ほども触れておられましたけれども、勾配が30度以上の急傾斜地、俗にいう崖地に崩壊防止施設と呼ばれる擁壁やのり面施設を設置することにより、国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的としていると国土交通省や滋賀県の資料には書かれてあります。

野洲市の平成31年の国・県要望書の5ページ、「河川改修砂防事業の整備促進について」におきまして、急傾斜地崩壊対策事業の緩和について提案・要望されております。

そこで、今回はこのことに関して次の2点を伺います。

1点目でございます。そもそも現在の事業採択基準などはどのようになっているのか伺います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 橋議員の急傾斜地崩壊対策事業についての1点目でございます。現在の事業採択基準につきましてご答弁申し上げます。

現在の採択基準につきましては、事業費が7,000万円以上で、急傾斜地防止工事によりまして被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関わる措置がなされているもので、急傾斜地の高さが10メートル以上であること、移転の適地がないこと、おおむね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの、

市町地域防災計画に位置づけられている避難所、もしくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、またはこれに準ずる施設、警察署、その他市町地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるものとされております。

本市では、平成14年度から平成21年度の間はこの採択基準に基づき三上地区の東林寺、山出地先の3カ所において滋賀県の事業として土どめ擁壁等の建設を行っていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） では、今教えていただきましたその基準をどのように緩和されるよう要望されているのか伺います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、どのように基準の緩和を要望しているのかということでございます。

現行の事業の採択要件では、本市では対象とならない地区が多数ございます。本市といたしましては、市民が安心して生活できるまちを目指して、全ての地区で安全対策事業を進めることができるように、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件でございます対象戸数の条件緩和などの支援措置を強く要望させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ちょっと再質をさせていただきます。

対象戸数を減らすような形で要望しているということですが、具体的に何戸ぐらい要望されているのかお伺いをいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 具体的な戸数というところには触れてないんですけど、先ほど申し上げましたように10戸が一応一番少ない基準になってございますので、これでいきますと、本市ではもう対象となる地区がございません。そこで、その戸数を大きく緩和をしていただけるように要望させていただいているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ちょっと再質でございますけど、先ほど工藤さんの質問されたときに、いわゆる急傾斜地のパトロールという件で、妙光寺、山出いろんなどがずれま

したけれども、そのときに大篠原が言われてなかったような気がしたんですけども、それだけちょっと確認をさせていただきたいと思います。私の聞き間違いかも知りません。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 申しわけございません。答弁書を確認いたしましたら、おっしゃっていただくように大篠原申しておりませんでした。申しわけございません。大篠原も対象地域として確認させていただいております。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 決して狭いところの議論として大篠原を入れてくれというのではなしに、実際にあそこはややこしいですね。国道と旧中山道がある。旧中山道に沿っていわゆる左の山手側、これが大篠原地先、出町でございます。そして、中山道と国道、中山道の右につきましてはいわゆる入間地先でございますので、よくあそこは入間地先と間違われますので、どちらかというとな左手のいわゆる山の方が危険でございますので、だからあえて申し上げた次第でございますので、申しわけございません。もう少し大きな広い観点で議論していきたいと思っておりますけども。

全国的な傾向といたしまして、やはり土砂災害なり急傾斜地の崩壊が発生している案件が続出をしております。その対策といたしまして、今後も急傾斜地崩壊対策事業は必要な事業でございますので、引き続き県に対し要望をお願いさせていただきます。

それでは、最後の仮称野洲竜王線につきまして質問をさせていただきます。

現在の野洲湖南竜王総合調整会議につきましては、希望が丘文化公園を中心とした2市1町の広域的な文化交流の振興を図ろうと設置されたものです。その代表的な構想手法が、かつての滋賀県のリゾートネックレス構想においてのリゾート整備手法による周辺を活性化しようとするものでありました。特に、広域的に振興を図るには、2市1町を結ぶ道路構想策定もメイン事業の1つでありました。

この野洲と竜王を結ぶ道路構想につきましては、現在の希望が丘文化公園のメイン道路を一般車道として使えないかという構想も検討されていたと聞き及んでおります。しかし、文化公園としての落ち着いた雰囲気イメージが損なわれるなどのデメリットが大きいことから、具体的な構想には至りませんでした。

ついに、平成の7、8年ごろには野洲と竜王を結ぶ道路構想につきましては、現在の希望が丘文化公園の芝生から見るちょうど正面にある城山や大篠原の山地を通過して竜王まで結ぶ林道整備案も構想されました。

当時は、文化公園としての眺望を優先するか、林道整備による道路機能を優先するかの議論は結果は明白でございました。当時は、やはり環境面なり景観面の政策が重視されるべきだというちょうど議論のなりかわりの、移り変わりのときでございましたので、そして広域的な視野に立った道路機能を優先的に考え、立地状況、経済的な視点、環境面などを総合的に比較して、実現可能なルート選定をすべきという基本に立ち返って現在のルート案が選ばれたと聞き及んでおります。

そこで、この仮称野洲竜王線に関して3点にわたり伺います。

この野洲竜王線は、どのようなルート案の中から現在のルートに選定されたのか伺うものでございます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、橋議員の仮称野洲竜王線についてのご質問にお答えをさせていただきます。

野洲から竜王インターチェンジまでを直線的に結ぶルートといたしまして、今申し上げられた希望が丘文化公園内を通過するルートや、林道として整備するルートにかわる案として、県道として整備を求める仮称野洲竜王線のルートを決められたものでございまして、1. 6キロのトンネル部を固定した中で野洲側、竜王側の起終点については、野洲側の3案及び竜王側の2案が比較検討され、最終的に、野洲側については主要地方道野洲中主線の先線とすることが建設費、環境及び埋蔵文化財への影響等を勘案いたしまして、一番現実的であるとされたものと聞き及んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今2点目のこのルート案に決定された要因ということをお伺いしておりましたが、文化財なり環境面を考えてこのルートに決定されたということをもう言うていただきましたので、それでは3点目、このルートにつきましては野洲市と竜王にまたがることから県道整備となりますが、現在この整備につきましては要望案に上げられておりますけれども、国・県要望に上げられておりますけれども、現在県の考え方につきまして伺うものであります。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現在の県の考え方ということのご質問でございます。

当該道路につきましては、湖南地域と東近江地域を結びます広域幹線道路といたしまし

て、県事業としての整備を関係市町と連携して要望しておりますが、その事業費が概算で当時の資料ですけれども概算で約75億円と試算をされております。現状での事業化は限りなく困難であるというふうに考えております。

県の考え方につきましては、これまで要望を重ねてきたものの、本年3月に策定されました2018年度から2027年度までの具体的な道路整備計画でございます滋賀県道路整備アクションプログラム2018におきましても、事業として位置づけていただくことができませんでした。それが県の考え方だというふうに考えております。

今後も、社会・経済情勢の変化や関連します国道8号バイパス、あるいはその北伸計画等を注視しながら、引き続き事業化を目指し要望を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） トンネルということもありますので、事業費が75億円、恐らくこれが大きなネックになっていると思いますけども、今部長がお答えをいただきました。私も昨年の11月議会で国道8号バイパスの北伸ルート、北伸に関しまして質問させていただきました。何とかこの事業化に向けまして、国道8号バイパスの事業化に向けまして今後も一生懸命私も頑張っていきたいなと思っております。このときの事業化による主要幹線との接続をという形で、この仮称野洲竜王線が事業化としてクローズアップされるのではないかなと思っておりますので、それまで何とか私も微力ながら今後も一生懸命頑張っていきたいと考えておりますので、今後とも市の支援をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまです。

総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 申しわけございません。

先ほど橋議員のご質問の中の答弁で、豊積の里の施設についての3点目の今後の施設の利活用策ということで答弁をさせていただきました。基本的に野洲市公共施設等総合管理計画において簡易評価の結果、旧ふれあいセンターは利用を検討すべき施設となっておりますので、適正なあり方について引き続き検討を行いますということです。

これはあくまでも簡易評価でございまして、実際に今後についてはどのように具体的に

するかというのは今後の内部協議の中で決定してまいりたいと、このように考えております。

と同時に、さざなみホールの一部の旧中主保健センター、この部分につきましては、今現在市民の皆さんに会議室としてご利用していただいておりますが、この施設につきましてはさざなみホールの施設の一部になってございますので、当然文化施設の統合に係りまして、このさざなみホールも検討もしていかなあかんという中で、旧中主保健センターについても同じく、その結果に委ねられるというようなこととなりますので、ちょっと一部訂正させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまでした。

都市建設部長より工藤議員の質問に対しての訂正がございますので、発言を許可いたします。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほど、工藤議員の土砂災害対策についてのご質問をいただきまして、その中で急傾斜地崩壊対策事業及び砂防堰堤の今後の具体的な計画についてということで、もともと別々のご質問でございましたが、ちょっと一度に重ねてご質問いただきました。そのときに、現在具体的な計画ございませんというようなご答弁申し上げたんですが、急傾斜地崩壊対策事業につきましては答弁のとおりでございます。砂防堰堤につきましては、今年度小篠原地先の中ノ池川支流ということで、野洲中学校の山手側のところでございますが、そこで詳細設計及び用地測量の方を実施していただいております。この旨、答弁が漏れておりましたので、おわびして追加をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明7日から9月25日までの19日間は休会といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、明7日から9月26日までの19日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る9月26日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。(午後 4 時 3 3 分 散
会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年9月6日

野洲市議会議長 矢野 隆行

署名議員 田中 陽介

署名議員 稲垣 誠亮